

## 武蔵野市第六期長期計画

平成 32 (2020) 年度～41 (2029) 年度

# 討議要綱

討議要綱に対するご意見は、3月15日(金)までに、以下の提出先まで  
郵送・電子メール・ファックス・持参のいずれかでご提出ください。

(提出先)

第六期長期計画策定委員会事務局

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

武蔵野市総合政策部企画調整課

E-mail SEC-KIKAKU@city.musashino.lg.jp

F A X 0422-51-5638



平成 31 (2019) 年 2 月

武蔵野市第六期長期計画策定委員会

# 目次

1 武蔵野市における長期計画について	
(1)これまでのあゆみ .....	1
(2)長期計画の役割と位置付け .....	1
(3)計画期間と計画見直しのサイクルについて .....	1
(4)策定の流れについて .....	2
(5)討議要綱とは .....	2
2 基本的な考え方	
(1)計画に基づく市政運営 .....	3
(2)情報共有の原則 .....	3
(3)市民参加の原則 .....	3
(4)協働の原則 .....	3
3 これまでの実績と評価	
(1)第五期長期計画(平成 24(2012)年度～)の実績と評価 .....	4
(2)第五期長期計画・調整計画(平成 28(2016)年度～)の実績と評価 .....	4
4 市政を取り巻く状況について	
(1)社会経済情勢等の変化 .....	7
(2)人口推計 .....	7
(3)財政状況 .....	9
5 第六期長期計画における基本目標等について	
(1)第六期長期計画における目指すべき姿について .....	13
(2)基本目標について .....	13
(3)基本課題について .....	14
6 分野別の課題	
(1)健康・福祉 .....	18
(2)子ども・教育 .....	20
(3)文化・市民生活 .....	22
(4)緑・環境 .....	25
(5)都市基盤 .....	26
(6)行・財政 .....	29

**【参考資料】**

1 武蔵野市長期計画条例 .....	34
2 各分野における個別計画 .....	35
3 第六期長期計画市民会議 .....	36
4 第六期長期計画無作為抽出市民ワークショップ .....	37
5 中高生世代広場 .....	39
6 市民意識調査 .....	41
7 武蔵野市地域生活環境指標 .....	43
<b>【用語説明】</b> .....	44

**【別冊資料】**

**1 第五期長期計画の実績と評価（まちづくりの目標）**

- (1) 自治と連携によるまちづくり
- (2) 支え合いをつむぐまちづくり
- (3) 平和で美しいまちづくり
- (4) 環境と共生するまちづくり

**2 第五期長期計画・調整計画の実績と評価**

- I 健康・福祉
- II 子ども・教育
- III 文化・市民生活
- IV 緑・環境
- V 都市基盤
- VI 行・財政

※年と年度の表記について、「平成」の元号は平成31年4月30日までとなりますが、まだ新たな元号が決定していないため、平成31年5月1日以降についても「平成」により表記し、西暦も併記しています。

※下線のある用語は、巻末に用語説明を掲載しています。（五十音順）



# 1 武蔵野市における長期計画について

## (1)これまでのあゆみ

武蔵野市は、昭和 46(1971)年の最初の「基本構想・長期計画」から、市民参加・議員参加・職員参加による計画策定に取り組み、これまで約半世紀にわたり、「市民自治」を原則として、長期計画に基づく計画的な市政運営を推進してきた。市民自治とは、市民が主体となって自らの住むまちを築き運営していくという考え方である。

この間、公共施設や下水道等の市民生活の基盤が計画的に整備されるとともに、福祉や教育など各分野で市民と行政の協働による施策が展開され、行政だけでなく幅広い市民の参加・協働の取り組みによって、市民生活全般の水準は着実に高まった。

市民自治の考え方は、本市の市政運営の最も重要な原理として今なお引き継がれている。4年ごとに改定される長期計画のみならず、より専門的・具体的な個別計画の策定や、様々な市政課題の解決においても、パブリックコメント(意見聴取)や意見交換会の実施、委員会・審議会への市民委員の公募等、幅広く市民の参加や意見を求めることが、市政運営の一般的なスタイルとなっている。

第六期の長期計画策定にあたっては、武蔵野市長期計画条例に基づき、これまでの策定方式を継承し、多くの個別計画との整合を取りながら、より多様で広範な市民参加によって策定を進めていく。

長期計画は、市の長期計画条例に基づき、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進するために定める市の最も重要な計画である。

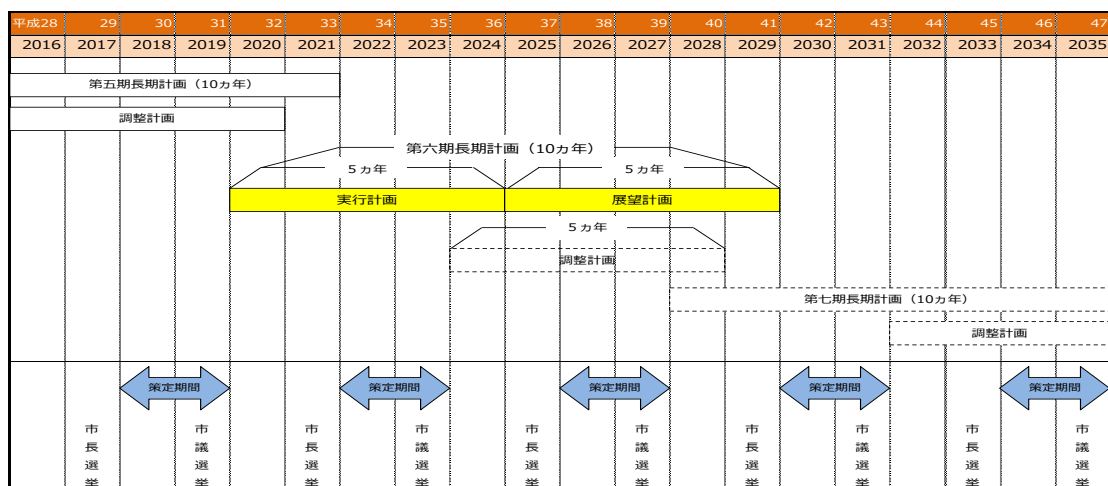
現在、市には健康福祉総合計画、子どもプラン、都市計画マスタープランをはじめとする 60 以上の個別計画があるが、長期計画はその最上位に位置し、分野を超えた総合的な視点により策定される。また、長期計画は財政の見通しを踏まえて、市政運営の基本理念や計画期間中に実施すべき政策を定めたものであり、市の政策は、原則としてすべて長期計画に基づき実施される。

## (3)計画期間と計画見直しのサイクルについて

第六期長期計画は、平成 32(2020)年度を初年度とする 10 年間を計画期間とし、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画として策定する。また、市長選挙が行われたときや市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、調整計画を策定し、時代背景に応じた形で長期計画の実行計画部分を見直していく。

なお現在は、平成 28(2016)～32(2020)年度の5カ年を計画期間とする第五期長期計画・調整計画に基づき市政運営を行っている。円滑な市政運営の継続のため、第六期長期計画は平成 32(2020)年度の1年間を重複させて策定するものである。

## (2)長期計画の役割と位置付け

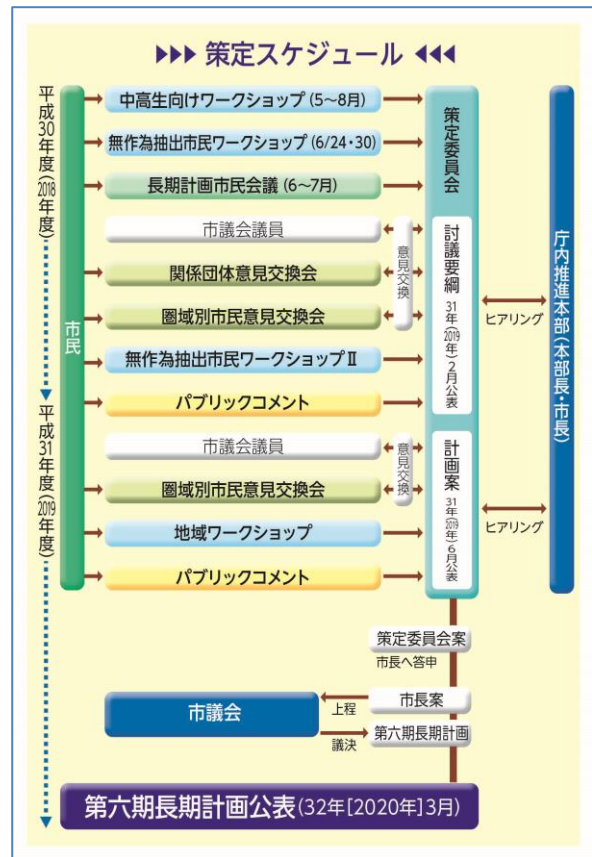


#### (4) 策定の流れについて

平成 30(2018)年5～8月にかけて、武蔵野市中高生世代広場(以下「中高生向けワークショップ」という。)及び無作為抽出市民ワークショップを開催した。6月には武蔵野市第六期長期計画市民会議(以下「市民会議」という。)が設置されるとともに、7月には、市内在住の有識者、市民会議より選出された市民及び副市長からなる武蔵野市第六期長期計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)が設置された。策定委員会では、各種計画や報告書等を参考に、議論が必要と思われる課題・論点について討議要綱としてまとめ、それをもとに、広く意見を求めたうえで、長期計画案を作成し、平成 31(2019)年6月頃に公表することを予定している。その長期計画案について改めて広く意見を求めたのち、9月頃には、第六期長期計画策定委員会案を市長に答申する予定である。

市長は答申された策定委員会案を踏まえ、市長案を市議会に上程するが、その際、市民参加で作成した策定委員会案を最大限尊重

することを表明している。市議会での議決を経て、平成 32(2020)年3月に第六期長期計画が公表される予定である。



#### (5) 討議要綱とは

この討議要綱は、第六期長期計画を作成するためのたたき台として、市民・議員・市職員が特に議論すべきと思われる課題・論点についてまとめたものである。討議要綱作成にあたっては、中高生向けワークショップ、無作為抽出市民ワークショップ及び市民会議からの報告書、第六期長期計画の論点等に関する職員アンケート、庁内ヒアリング、地域生活環境指標、人口推計調査並びに市民意識調査等の各種調査報告書、これまでに本市が策定した

各個別計画及び事業実施状況報告書等を参考にし、関係施設の視察も含め計7回にわたる策定委員会での議論を経て作成した。この討議要綱をもとに、様々な手法により市民や関係者との意見交換を行い、広く意見を求める。

なお、本計画に係る市民の意見は平成 31(2019)年3月 15 日まで常時受け付けている。策定委員会宛の意見を、事務局である市総合政策部企画調整課宛に、郵送・電子メール等、表紙に記載の方法で、平成 31(2019)年3月 15 日までにお届けいただきたい。

## 2 基本的な考え方

昭和 46(1971)年に策定した第一期基本構想・長期計画において、「市民自治」を計画の原理として以来、これを武蔵野市の市政運営の基本原則として位置付け、現在に至るまで継承している。

長期計画は 10 年間で計画期間とするものだが、これまで長い年月をかけて積み上げてきた市民自治の伝統を、本計画においても継承していくことを市民とともに確認し、これをさらに発展させていくための4つの原則を掲げ、本計画における基本的な考え方とする。なお、この原則は、現在制定に向けて検討を進めている自治基本条例(仮称)の骨子の中で掲げている、武蔵野市における自治の基本原則を基にしている。

### (1) 計画に基づく市政運営

長期計画をはじめとして、市の主要な計画においては、市民意見を反映させ、多くの関係者の合意により、強い規範性を持つ計画を策定し、これに基づき市の将来を見通した計画的な市政運営を行うことを原則とする。

また、長期計画においては、各分野において様々な関係者の参加により策定された個別計画との整合性を確保しつつ、市政全体を俯瞰したうえで、総合的な見地から、市政の向かう大きな方向性と、優先化・重点化すべき政策を明らかにすることとする。

### (2) 情報共有の原則

市民自治の重要な要素である市民参加は、正しい情報が適切に市民に伝わって初めて為し得るものであり、その前提となるのが市民との情報共有・市民への情報提供である。行政の公正と透明性を確保し、市政への市民参加を推進していくために、市政情報の積極的な共有を推進していくことを原則とする。

### (3) 市民参加の原則

本計画の策定過程においても、中高生向けワークショップ、無作為抽出市民ワークショップや市民会議等、多様な市民参加により様々な意見を反映しながら策定を行っている。

今後、自治基本条例(仮称)の中でも、市民が市政に参加する権利を保障し、参加の機会を整備していくことを規定していく予定であり、市政全般にわたって、市民自治の原点とも言える市民参加を推進していくことを原則とする。

### (4) 協働の原則

多様化する公共的な課題への対応には、従来の行政サービスだけでは十分に対応することができないことも多くなっている。市民・市民活動団体・企業など多様な主体と行政が、課題意識とまちを良くしていこうという意識を共有し、対等の立場で各々の強みを活かしながら協働していくことが、豊かな地域社会の創造へとつながっていく。今後の市政運営においては、市民自治のさらなる発展へとつながる協働の取り組みを推進していくことを原則とする。

### 3 これまでの実績と評価

#### (1) 第五期長期計画(平成 24(2012)年度～)の実績と評価

第五期長期計画は、「まちづくりの目標」として「自治と連携によるまちづくり」、「支え合いをつむぐまちづくり」、「平和で美しいまちづくり」、「環境と共生するまちづくり」の4点を掲げ、平成 24(2012)年度からスタートした。

「自治と連携によるまちづくり」に向けては、自治基本条例(仮称)の具体的な検討が進んだほか、地域フォーラムなど市民団体間の連携を促進する取り組みが広まった。

「支え合いをつむぐまちづくり」として、いきいきサロン事業やシニア支え合いポイント制度、子育てひろば事業等をはじめとして、福祉や子育て、防災など各分野において、市民を主体とした共助を育む取り組みが一層充実した。

「平和で美しいまちづくり」に関しては、武蔵野プレイスの充実や武蔵野ふるさと歴史館の開館、東京 2020 大会関連事業、武蔵野アールブリュットの開催等、文化・スポーツ・交流・平和事業等の取り組みが活発化し、市民文化の発展と平和を育む社会づくりに貢献してきたと言える。また景観を重視した街並み形成や、三駅周辺の整備、電線類地中化等により、美しく災害に強いまちづくりも着実に前進した。

「環境と共生するまちづくり」では、市民参加での新クリーンセンター整備や、緑・下水・エネルギー・資源等の武蔵野市環境基本計画で掲げる「スマートシティ」を目指す総合的な取り組みが成果として挙げられる。検討中のエコプラザ(仮称)により、より多くの市民に環境への理解が広まることが期待される。

全体として、第五期長期計画で掲げた目標及び各施策は、待機児童対策など積み残しの課題はあるものの、概ね達成できているものと考えられる。

しかし、全国的な人口減少基調が今後も続

くことは明白になっており、雇用・産業など様々な面で社会構造の変化による課題認識が広まっている。本市の人口は当面は増加傾向であると推計しているものの、こうした社会環境の変化の中で今後も魅力と活力のある自治体であり続けるためには、限られた経営資源を最大限有効に活用していく一層の創意工夫が求められる。

#### (2) 第五期長期計画・調整計画(平成 28(2016)年度～)の実績と評価

##### 1) 健康・福祉

「地域リハビリテーション」の理念に基づく「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」として、様々な施策を実施してきた。誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるまちづくりの実現に向けた取り組みは、着実に前進していると言える。

平成 28(2016)年度からいきいきサロン事業やシニア支え合いポイント制度を開始し、介護予防や健康寿命の延伸に寄与する活躍の場の創設と人材の裾野を広げたことは大きな成果と言える。

平成 27(2015)年度からケアリンピック武蔵野を毎年開催し、また、平成 30(2018)年度には地域包括ケア人材育成センターを開設しており、専門職と地域の担い手も含めた福祉人材の確保と育成に向けた取り組みを推進している。今後は、より一層の福祉人材の不足が予測されており、さらなる人材確保と育成が求められる。

このほか、障害者の地域生活支援の強化、医療と介護の連携の推進、生活困窮者自立支援事業、予防を重視した健康施策の推進、福祉サービスの基盤整備等についても着実になされている。



## 2) 子ども・教育

待機児童対策について、保育施設の整備を進め定員枠を増加させたことにより、待機児童数は大幅に減少したものの、依然として解消には至っていない。引き続き、待機児童の早期解消と解消状態の維持に向けた取り組みを進めるとともに、保育施設や保育関連施設の急増を踏まえ、保育の質をさらに向上させていくこと、保育サービスを充実させることが求められる。

地域子ども館あそべえと学童クラブについて、(公財)武蔵野市子ども協会へ運営が委託され、体制強化により両事業の連携が推進されるとともに開所時間の拡充によるサービス向上が実現された。

学校における本市独自の人材確保策として、学習指導補助員、ICTサポーター、市講師の配置等を行い、学力の伸長を支える体制を整備した。また、全学校に配置した地域コーディネーターは、学校の活動を支援する地域人材の発掘等に一定の成果を挙げている。

特別支援教育・教育相談において、全小学校に特別支援教室及び本市独自の個別支援教室を設置し、特別支援教室専門員を配置するとともに、教育相談員やスクールソーシャルワーカーを増員し、相談支援体制を強化した。今後は保健・医療・福祉の関係機関と教育相談の連携のあり方を検討する必要がある。

学校教育における食育の基盤となる給食調理施設について、新学校給食桜堤調理場(仮称)基本計画を策定し、施設の更新に着手した。

## 3)文化・市民生活

地域フォーラムやコミュニティ未来塾むさしの実施により、市民自身が地域の課題を的確に捉え、協議の場を運営していくことが推進された。「これからのコミュニティ」の実現に向け、今後、市民間の議論が必要である。

また、産業振興条例の制定、関係機関との創業支援体制の構築、市内4カ所の創業支援施設の開設支援等、市内の産業振興の一助となる施策を展開してきた。今後は、地域経済を活性化するため、魅力の向上等の積極的な取り組みが求められる。

災害対策の推進については、地域への継続的な支援により自主防災組織の増加及び市内全域での避難所運営組織の設立等が見られ、自助・共助に関する取り組みが推進された。また、災害時医療体制の再編成、要支援者の安否確認や避難支援体制の構築等、公助の体制が強化された。今後も引き続き、地域への啓発支援、関係機関等との連携強化、市の体制整備が期待される。

## 4)緑・環境

市民参加での検討に基づき、新クリーンセンターの整備を進め、稼働を開始したことは、本市の環境施策の中で特に評価できる。新クリーンセンターでは発電した電力を市役所等の周辺の公共施設へ供給でき、防災施設としての機能も備えたエネルギー地産地消の全国的なモデルケースとなっている。

一方で、市の主な魅力の一つである緑は、公園緑地の整備・拡充や開発等にあわせて創出されているが、私有地の緑は減少傾向にあり、財政状況を踏まえながら、緑を守り増やしていく取り組みが引き続き重要となる。

また、環境啓発の拠点として平成 32(2020)年度に開設予定のエコプラザ(仮称)の検討が進められてきた。今後は、運営方法や具体的なプログラムの内容について、これからの環境啓発のあり方を踏まえ検討する必要がある。

## 5)都市基盤

将来の財政状況を踏まえ、公共施設等を計画的に維持・更新していくために、公共施設等総合管理計画や道路・下水道等の個別計画

を策定したことや、まちづくりに関する計画として、景観ガイドラインや三鷹駅北口街づくりビジョンを策定したことは評価できる。

これまでに、まちづくり条例において地区まちづくりに関する諸制度を創設してきたが、十分に活用されていない状況である。今後は市民による自発的・自立的なまちづくり活動の支援に向け、制度のさらなる活用を促す取り組みが必要である。

吉祥寺駅周辺では南北自由通路の開通、三鷹駅周辺では補助幹線道路の整備推進、武蔵境駅周辺では鉄道高架化や北口駅前広場の整備が完了し、三鷹駅周辺の基盤整備は着実に進められた。

また、合流式下水道改善施設や雨水貯留施設、道路の新設・拡幅整備や電線類地中化等の様々な事業を進め、都市防災性の向上や環境負荷の低減等が図られた。

## 6) 行・財政

市民自治のさらなる推進に向けて、自治基本条例(仮称)の骨子の具体的な検討を市民・市議会とともに進め、条例制定の見通しを定めたことは成果として認められる。

また、大規模事業の投資的経費や社会保障費等の増にも関わらず、人口増に伴う納税者の増加に加え、市税徴収率向上の取り組みや事務事業の見直し等によって健全な財政を維持し続けていることも評価できる。

一方、財源や人的資源に限られる中、重要度の高いニーズに積極的に対応し、より高い効果を発揮していくため、既存事業の見直しをさらに効果的に進められる仕組みの構築が求められる。

## 4 市政を取り巻く状況について

### (1) 社会経済情勢等の変化

変化の激しい現代社会において、市政の方向性を見定めるためには、世界や日本全国の状況をはじめとして、市政を取り巻く社会経済情勢等を踏まえ、本市における地域課題や市民ニーズに的確に対応していく必要がある。

近年の世界的な気候変動がもたらすあらゆる場面での深刻な影響や、我が国においてすでに始まっている急速な人口減少、またAIを活用した技術革新が進むことによる様々な社会の仕組みの変革等、この計画期間は、これまで経験してこなかった新たな事象が起り得る時代であると言える。その過程において発生する課題を、市民自治・市民協働が一層充実していくことを通して乗り越えていくことが求められる。

こうした背景を踏まえ、本計画の策定にあたり考慮すべき主な動向を以下に挙げる。

#### ◆地球環境問題の深刻化

- ・自然災害被害の甚大化(水害・猛暑・地震)
- ・自然界や世界の食糧事情への影響

#### ◆少子高齢社会の到来

- ・人生 100 年時代
- ・労働力不足
- ・働き方改革

#### ◆高度情報技術の進展

- ・AIを活用した革新的サービスや製品の進化
- ・RPA(業務自動化)技術の発展
- ・キャッシュレス化の進展

#### ◆国際社会の動向

- ・グローバル化の進展と世界経済の影響
- ・国連による持続可能開発目標(SDGs)の採択
- ・外国人旅行者・在住外国人の増加

#### ◆国の動向

- ・自治体戦略 2040
- ・消費税増税
- ・幼児教育無償化
- ・外国人人材受け入れ制度の拡大

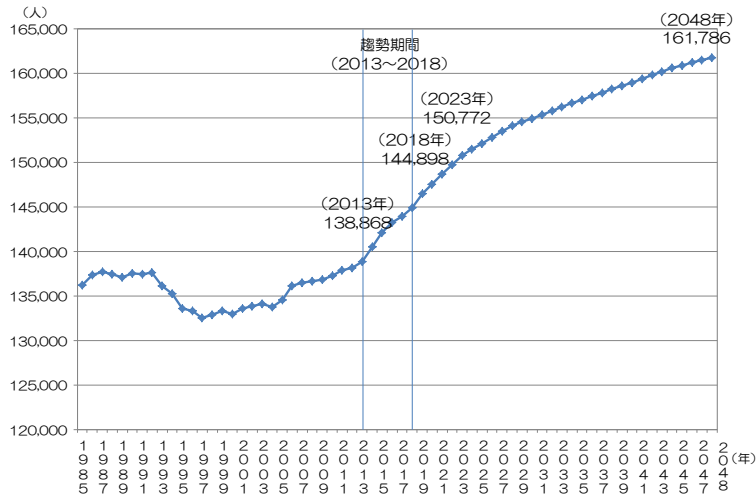
### (2) 人口推計

本市の総人口は直近5年間で約6千人増加しており、現在約 14 万6千人となっている。平成 30(2018)年に本市で実施した人口推計によると、直近の増加傾向を踏まえて、5年後の平成 35(2023)年には 15 万人を突破し、平成 60(2048)年には約 16 万2千人になると推計している。

そのうち、日本人人口は、現在の約 14 万3千人から、平成 60(2048)年には約 15 万7千人になると推計している。

外国人人口は、現在の約3千人から、平成 60(2048)年には約4千5百人になると推計している。

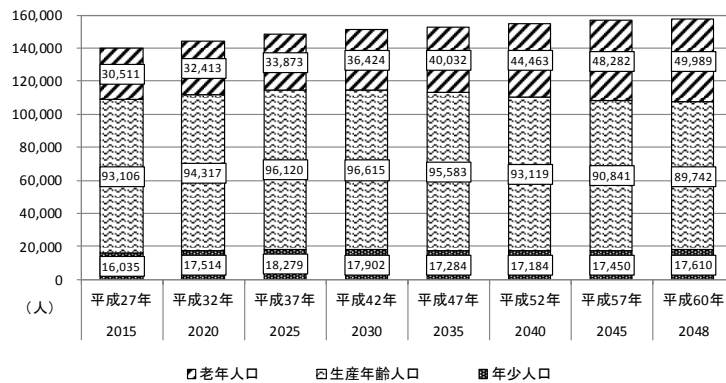
■将来人口(総人口)



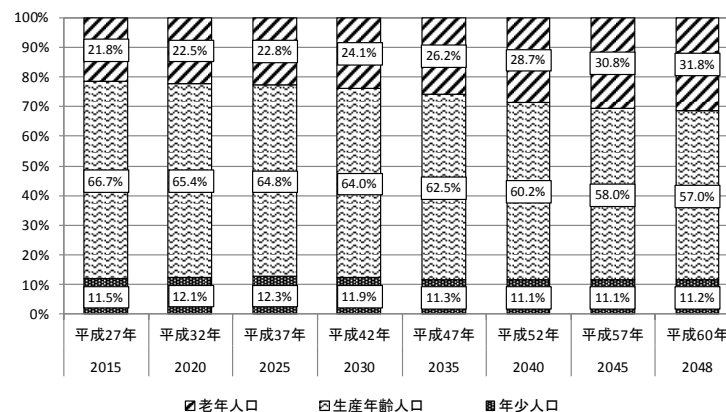
日本人人口の内訳を年齢3区分人口で見ると、老年人口は増加傾向が続き、平成 27 (2015)年に 21.8%の老年人口比率(高齢化率)は、平成 60(2048)年には 31.8%に達し、特に後期高齢者の割合が増加することが見込まれる。一方、年少人口は、平成 27(2015)年

の 11.5%から、増減を経て、平成 60(2048)年には 11.2%になると見込まれる。また生産年齢人口は、増減を経ながらも期間全体を通じては減少傾向にあり、平成 27 (2015)年の 66.7%から、平成 60(2048)年には 57.0%まで低下すると見込まれる。

■将来年齢3区分人口(日本人人口)



■将来年齢3区分人口比率(日本人人口)

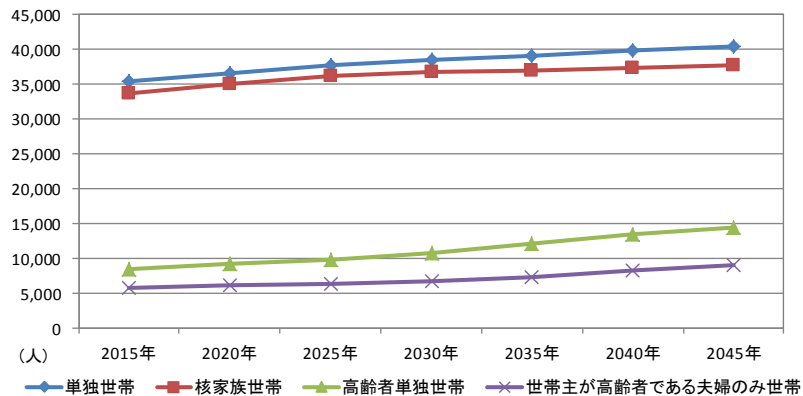


参考)平成 60(2048)年の全国値:老年人口 37.4%、生産年齢人口 52.0%、年少人口 10.6%(国立社会保障人口問題研究所における平成 29(2017)年推計)

世帯については、単独世帯は今後も数は増加するものの比率は横ばいで推移する。核家族世帯は、数は増加するものの比率は低下傾

向となる。一方、高齢者単独世帯及び世帯主が高齢者である夫婦のみ世帯の数は、継続して増加を続けると見込まれる。

■ 家族類型別世帯数の将来見通し



今回の人口推計では、全国的には人口減少が始まっている中で、本市においては直近5年間の人口増を反映して今後30年間は人口が減らないという予測が出ている。本市においては若年層の世代が多く転入し、その後も市内に留まっている状況がみられ、このことが

人口増につながっていると考えられる。

この傾向が今後も維持されることで、老年人口が増加する中でも、生産年齢人口の割合が全国と比較して高い状況を維持できるということが今回の人口推計から示唆される。

### (3) 財政状況

#### 1) 日本経済の動向と国の財政

平成30(2018)年6月の経済財政運営と改革の基本方針2018では、「日本経済は経済政策の推進により改善し、景気回復は緩やかではあるが長期間にわたって継続している。こうした中、国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も改善し、人口減少下にあっても就業者数は増加している。また、企業の人手不足感が強まり賃金の上昇が続いている」とされている。

しかし、海外経済や米中通商摩擦の動向が不透明であり、今後の展開次第では景気の下押しリスクとなっていく可能性もある。

このような経済状況の中、国の財政の状況は、消費税率の引上げや景気回復の継続に伴い歳入が増加しており、基礎的財政収支は赤字幅が縮小する見込みとなっているが、黒字化には遠く及ばない状況である。また、国の借金である国

債の残高は平成30(2018)年度末に882.8兆円に達すると見込まれており、財政健全化に向けた取り組みが必要とされている。

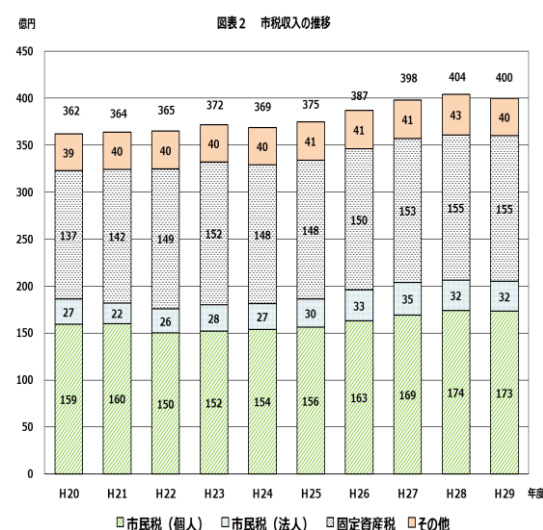
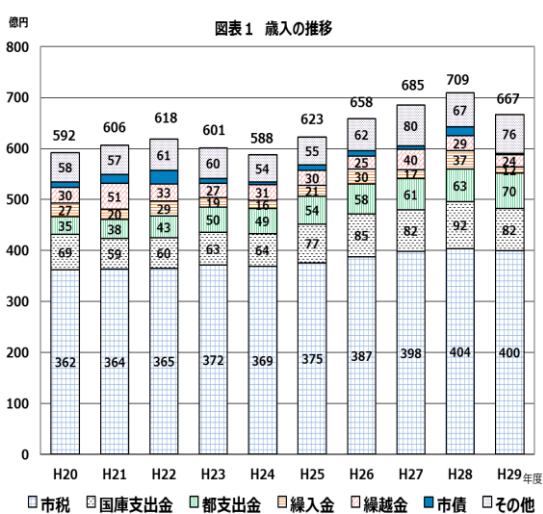
中長期的には、人口減少・少子高齢化の進展により、働く世代の減少が見込まれ、生産活動の停滞や消費の縮小につながり、経済規模が縮小する可能性がある。加えて、拡大が続く社会保障制度をどのように維持していくかは大きな社会経済の問題となる。

#### 2) 武蔵野市の財政の状況と課題

武蔵野市の財政は、市民税や固定資産税を主とする市税が歳入全体の6割を占めており、多摩26市の中で最も高い構成比となっている。こうした市民の担税力に支えられ、健全な財政を維持している。財政状況を示す指数である財政力指数は平成29(2017)年度において、1.511

(3カ年平均)と多摩26市の平均0.986(3カ年平均)より高く、自治体の財政の健全性を判断する指標においても健全性が高いことが示されている。

過去10年間における当初予算は、武蔵野クリーンセンター建設事業があった平成28(2016)年度を除き、500億円台後半から600億円台後半の間で推移している(図表1)。市税は、360億円台から堅調に伸び、平成28(2016)年度には400億円台となった(図表2)。今後の人口推計を考慮すると400億円を少し上回るところで推移すると見込んでいる。



歳出では、義務的経費と呼ばれる人件費、扶助費、公債費が平成20(2008)年度決算では216億円だったが、平成29(2017)年度には263億円となり、10年間で47億円の増となっている(図表3)。このうち、人件費は、定数適正化計画

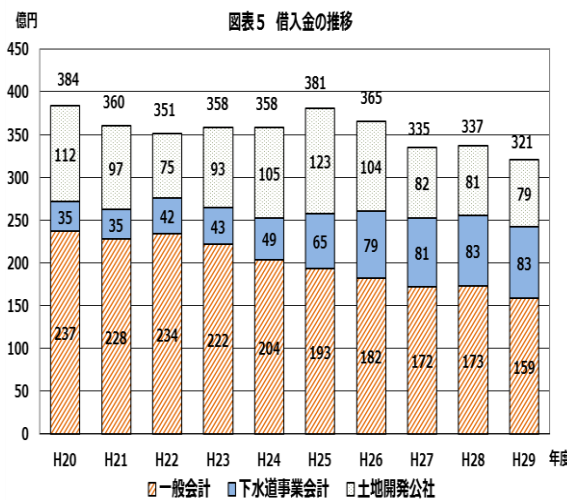
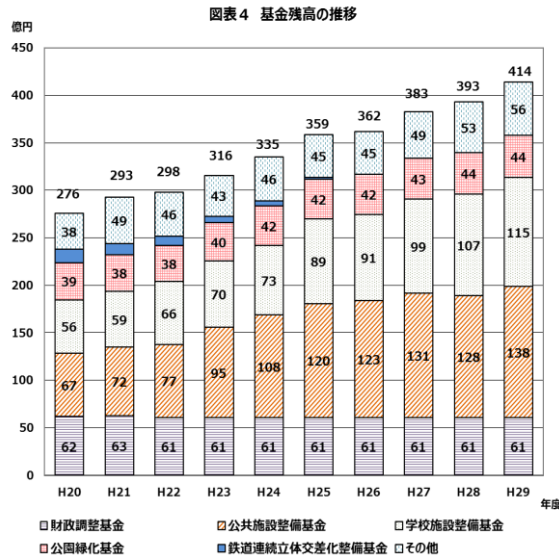
の実施による職員数の減や給与改定、各種手当の見直し等により、10年間で21億円減少しており、公債費についても市債抑制に努めたことから、10億円の減となっている。一方、扶助費は高齢化の進行、障害者自立支援法の施行・充実、保育サービスの充実等により78億円の増となっている。今後も独居高齢者の増加や子育て支援施策の需要の増加等が予想され、扶助費の増加が見込まれる。

物件費は、継続的な事務事業見直しにより経費節減に努めたものの、外部委託化を進めて事務の効率化や民間活用による公共課題への対応を図ってきたこともあり、委託費等が増加する結果となっている。加えて消費税率の改正の影響もあり、10年間で14.3%、29億円の増となっている。平成31(2019)年10月の消費税率の改正等を考慮すると、今後もこの傾向は続く可能性がある(図表3)。

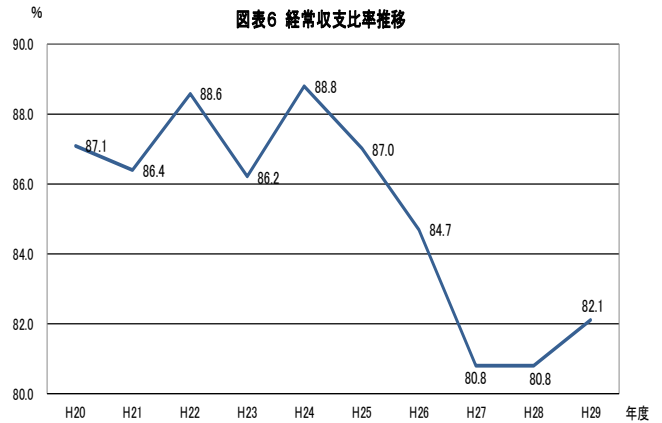


投資的経費は、平成19(2007)年度から平成22(2010)年度にかけて実施した武蔵野プレイス建設事業、平成26(2014)年度からの武蔵野クリーンセンター建設事業など大規模な建設事業の際に増額となっている。今後、本計画期間である平成32(2020)年度以降は、学校施設をはじめ老朽化した公共施設が順次更新の時期を迎えるため、建替えに多額の費用が必要となることが想定される。基金については、平成29

(2017)年度末には一般会計で414億円となっており、平成20(2008)年度と比べ138億円の増加となっている(図表4)。借入金については、平成29(2017)年度末で、一般会計、下水道事業会計、土地開発公社あわせて、321億円で、平成20(2008)年度に比べ63億円減少している(図表5)。



市の財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は、平成20(2008)年度以降、おおむね80%台で推移している(図表6)。平成24(2012)年度以降、減少傾向にあったが、平成29(2017)年度は物件費の増等により、1.3ポイント増の82.1%となった。今後の財政需要を踏まえれば、低下は難しい状況である。



### 3) 財政見通し

歳入では、その6割を占める市税は、前回の計画策定時より人口が増加しているため個人市民税が増となり、固定資産税も地価の動向や、建築動向を受け、安定的に推移することが見込まれる。一方、法人市民税は、税制改正により減額が見込まれる。また、ふるさと納税制度も税収減の要因の一つであり、今後も制度の利用が拡大すると見込まれることから、危機感を持って注視しなければならない。あわせて、この制度による市政への影響を深刻な問題として捉え、市民に周知していく必要がある。

こうした状況から、市税全体では今後5年間は微増で推移することを見込んでいる。

歳出では、子育て支援、障害者や高齢者への福祉施策に要する経費は、引き続き増加が見込まれるほか、今後、学校施設の更新や公共施設の老朽化への対応等による投資的経費が必要とされる。

中長期の財政見通しとしては、平成30(2018)年度に実施した将来人口推計において、老年人口は増加傾向が続き、生産年齢人口は一旦増加した後、前回推計よりは緩やかに減少していくことが推計されていることから、市税収入は当面は微増から、横ばいとなるが、平成50(2038)年頃からは微減していくと想定している。また、将来人口推計で示された人口構成の変化から、社会保障関係費をはじめとする経常的

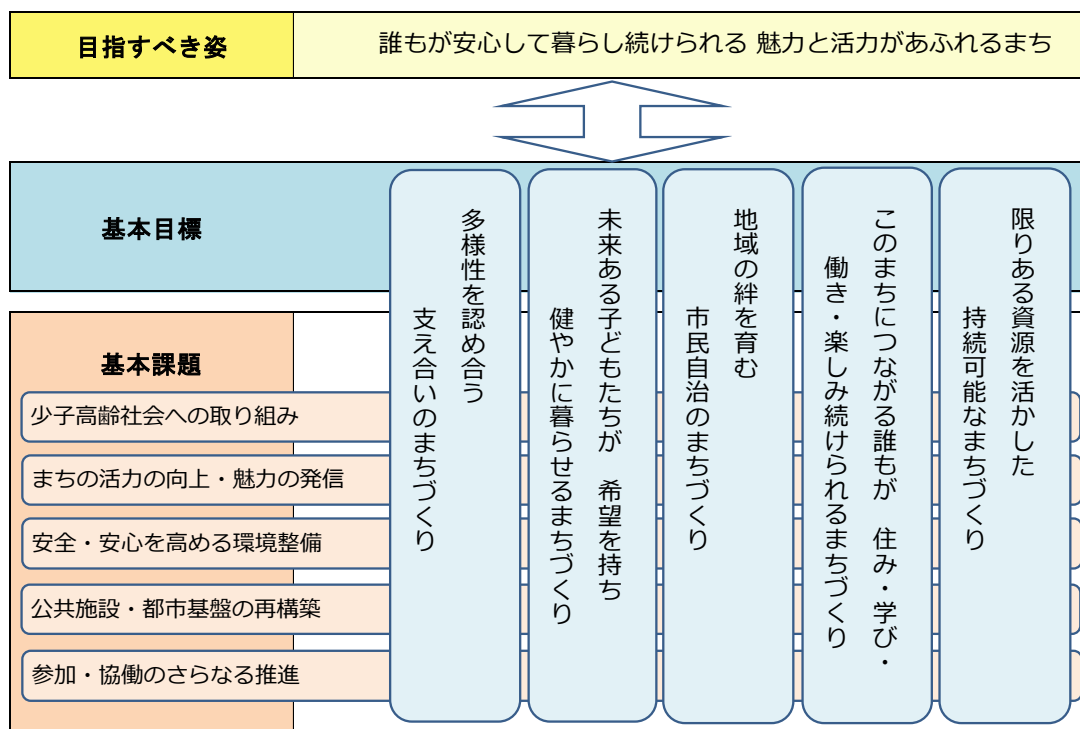
な経費の増加が続くことが想定される。さらに、老朽化する公共施設・都市基盤の更新や大規模改修が平成30年代中盤以降に本格化する。

こうした状況を踏まえ、市民福祉の向上のために、行財政改革の継続的な取り組みを進めるとともに、基金や市債を活用し持続可能な財政運営を図りながら、必要な投資を行っていく必要がある。

長期の財政シミュレーションについては、第五期長期計画・調整計画と同様に計画案策定時(平成31(2019)年6月頃)に実施予定である。基金残高の増加や市債残高の減少などは、前回計画よりも進んでいる状況となっている。策定にあたり、市財政を取り巻く税財政制度、社会経済状況が変化している状況を踏まえ、精査を行っていく。

## 5 第六期長期計画における基本目標等について

第六期長期計画における目指すべき姿と、それを実現するための基本目標及び前提となる基本課題について、それぞれの関係のイメージを下図に示す。5つの基本課題は、市政全般に係る分野横断的な課題として抽出したもので、5つの基本目標に対して横串の関係となり、それぞれが相互に関連する課題である。





## (1) 第六期長期計画における目指すべき姿について

誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち

## (2) 基本目標について

### 1) 多様性を認め合う 支え合いのまちづくり

市民生活のあらゆる場面で、生き方や価値観の多様化が進んでいる。様々な違いを超え、お互いに理解し合うことにより、寛容性が生まれ、人と人とのつながりが生まれ、このつながりが基礎となり、地域での見守りや支え合いへと広がっていく。誰もが安心して住み続けられるよう、多様性を認め合う、支え合いのまちづくりを推進する。

### 2) 未来ある子どもたちが 希望を持ち健やかに暮らせるまちづくり

子どもは、まちにとっても市民にとっても未来であり、人と人とのつながりの基であり、元気や力の源である。子ども・子育て支援は社会全体にとって将来への投資であるとともに、まちの活力の源であるとの認識を市民全体で共有する。そのうえで、地域全体で子ども・子育てを見守り、支援していくことで、子どもを安心して産み育てられ、未来ある子どもたちが希望を持ち健やかに暮らせるまちづくりを推進する。

### 3) 地域の絆を育む 市民自治のまちづくり

市民が主体的に行う様々な活動が地域づくりと結びつき、多様な主体との連携や協働を重ねることで市民自治は育まれる。そして、この市民自治を通じた人と人との結びつきが、周りの市民の意識にも影響を与え、さらに地域の絆が育まれるという好循環のまちづくりを推進する。

### 4) このまちにつながる誰もが 住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり

武蔵野市が将来にわたって「住みたい、学びたい、働きたい、訪れたいまち」であり、さらに「住んで(学んで、働いて、訪れて)よかったまち」となれるよう、市民がそれぞれの価値観に合った生き方を実現できるための総合的な施策を充実させるとともに、武蔵野市の持つ多様な魅力や価値を確認して内外で共有していくことにより、まちの活力を向上させ、このまちにつながる誰もが、住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくりを推進する。

### 5) 限りある資源を活かした 持続可能なまちづくり

少子高齢社会の到来に伴う人口減少の進展や地球環境問題の深刻化等の課題はあるが、将来世代のことを念頭に置き、魅力と活力あふれる持続可能なまちを、責任を持って継承していくことが、今を生きる我々の責務である。未来に向けての積極的な投資を行えるよう、健全な財政を堅持するための最大限の工夫と努力をしながら、環境、福祉、経済、文化等、多様な側面から、限りある資源を活かした、持続可能なまちづくりを推進する。

### (3) 基本課題について

#### A 少子高齢社会への取り組み

**今後さらに少子高齢社会が進展していく。本市が持続可能なまちであるために、子どもが安心して成長できる環境のさらなる充実を進めるとともに、不足する公共サービスの担い手の発掘と育成を促進し、まちぐるみの支え合いの取り組みを進めていく必要がある。**

全国的にはすでに人口減少が始まっており、速いスピードで少子化・高齢化が進行している。少子高齢社会においては、労働者人口の大幅な減少、国内市場の縮小による景気悪化、社会保障制度の持続困難等、国全体の基盤を揺るがすような大きな課題が突きつけられている。

本市では、直近においても人口増が続いている状況であり、人口推計においてもまだ当面は人口が伸びていくことが予測されているが、世代間の割合は明らかに変化していくことが見込まれている。65歳以上の老年人口の割合は、平成27(2015)年に21.8%だったものが、平成60(2048)年には31.8%まで上昇し、これに伴って15～64歳の生産年齢人口の割合が相対的に減少することが見込まれている。

本市が持続可能なまちであるためには、世代間のバランスを保ち、子どもを産み育てる世代がさらに増えていくことが肝要であり、妊娠期からの切れ目ない支援、保育の質の確保、未来社会を切り拓くための資質・能力を育む教育の展開等、子育て環境のさらなる充実を進める必要がある。また、家族の形が多様化していることを踏まえ、単身世帯、共働き世帯や介護世帯等、あらゆる世帯のワークライフバランスの実現を支援していかなければならない。

少子高齢社会では、介護や子育て等をはじめとした様々な公共サービスの担い手が不足していく。高齢者が寝たきりになることを回避

し、市民一人ひとりの健康寿命を延ばす取り組みを進めるとともに、元気な高齢者や経験・資格を持つ人材等がサービスの担い手として再び地域で活躍できるよう、担い手の発掘と育成を促進するための仕組みと体制を整備していく必要がある。

このような地域人材の活躍によるまちぐるみの支え合いの取り組みがさらに広がっていくためには、支える側も自分がいつ支えられる側に回るかもしれない、という意識を持つことや、一人ひとりの市民がお互いの多様性をいかに認め合い、理解し合えるかが重要となる。ライフスタイルの違いや障害の有無、国籍や性自認、性的指向等の違いを超え、多様性を尊重し合い、これを地域の活力としていくことで支え合いのまちづくりの実現を目指す。

少子高齢社会への対応は社会全体の問題だが、市民一人ひとりができることを少しずつでも行動に移し、支え合いによる地域づくりを通じて、地域の未来をより良くするための取り組みにつなげていく。

#### B まちの活力の向上・魅力の発信

**本市においては、ここ数年で人口増が続いており、全国の状況とは異なる現象が見られる。その要因を探り、今後も選ばれるまちでいられるよう、これまでに培ってきた市の魅力を守り発信していくとともに、新たな魅力の創出を図り、まちの活力を向上させていく必要がある。**

地方の人口減少に歯止めをかけ、東京への人口一極集中を是正しながら日本全体の活力を上げることを目的とした地方創生の取り組みが、国の主導により全国で展開されている。

一方、本市においては直近の人口増を踏まえて、今後も人口の伸びは続いていくと推計している。本市では、これまで積極的な人口増

加のための政策を行わず、緑や町並みを大切に  
にした良好な住環境を守ってきたが、このこと  
が現在の本市の評価に繋がっていることを十  
分に認識したうえで、この方向性は堅持しつつ、  
推計に現れている人口増加については、本市  
の持続的な発展に資するものと受け止め、今  
後もこれまで以上に魅力あるまちづくりを行っ  
ていく。

昭和 48(1973)年に制定された武蔵野市民  
緑の憲章の理念を継承し、本市における象徴  
的な魅力の一つとなっている緑をより一層大  
切にしていくことや、本市において長年にわた  
って育まれてきた市民文化・都市文化を、芸術  
文化の振興と連動させてさらにまちの魅力とし  
て高めていく等、これまでに培ってきた市の魅  
力をさらに向上させていく。

また、「住みたいまち」としてたびたび上位に  
ランクされる吉祥寺、多くのコンテンツ関連事  
業者が存在する中央地区、有名アニメーション  
の聖地となっている武蔵境等、さらなる賑わ  
いのポテンシャルを持つ本市において、良好  
な住環境になじむコンテンツ産業や地域性を  
活かした産業の振興等、新たな魅力の創出に  
取り組むことにより、活力ある武蔵野市の持続  
を図る。

そして、これらの魅力を市民とともに共有しな  
がら市の強みとして位置付け、戦略的・継続的  
に内外に発信していくことで、居住者、転入者、  
来街者のそれぞれに向けた効果的な PR を展  
開していく。

## C 安全・安心を高める環境整備

**近年、全国的に地震や水害による大規模な自然災害が発生している。巧妙化する犯罪等に対する不安も根強く残る中、ハード・ソフト両面からの総合的な防災力の強化や防犯力の向上が求められている。あわせて、様々な分野において「安心感」を持って日々の暮らしができるよう、セーフティネットのさらなる充実を図る必要がある。**

近年、全国的に地震が頻発しており、その規模も増大している。また、地球温暖化の影響により、台風の強大化やゲリラ豪雨の頻発化等、水害による被害が甚大化する傾向が顕著にみられ、本市においても地域によって水害に見舞われる状況がある。また、本市における犯罪件数は減少しているものの、特殊詐欺による被害は未だ増加傾向にある。

このような状況の中、平成 30(2018)年度に実施した市民意識調査によると、武蔵野市の将来像として、「治安が良く災害に強いまち」を選択した人が 54.5%で全体の1位、市の施策における重要度として、災害対策が 92.1%で1位、安全対策が 91.0%で3位と、安全・安心を求める市民の意識は依然として強い。

市として、災害に強い都市基盤の整備や建物の耐震化向上の取り組み等、ハード面での対応に加え、市民の自助の促進、迅速な情報伝達、多様な組織による連携など、ソフト面での対策に幅広く取り組むことにより、市民の総合的な防災力の強化や体感治安の向上に向けて、安全・安心を高める環境整備を進める。

また、防災や防犯に限らず、広い意味での「安心感」を持って日々の暮らしが営まれるよう、子育て・福祉・健康・その他の様々な分野におけるセーフティネットや相談支援体制の充実を図る。市民がそれぞれの幸せを追求できるよう、妨げとなっている困難や困窮を取り除き、一人ひとりが「できることを増やしていく」ことで、誰も

が安心して暮らし続けられるまちの実現を目指す。

## D 公共施設・都市基盤の再構築

**住民サービスの基盤であり、さらにはまちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素でもある公共施設や都市基盤が、今後順次更新の時期を迎えることになる。再構築に必要な多額の財源を確保するために、行財政改革への不断の努力を継続しながら、市民全体でこの課題を共有し、適正な規模や水準について考えていく必要がある。**

国や地方自治体等が所有する公共施設及び都市基盤施設(以下「公共施設等」という。)は、老朽化に伴い今後大量に更新時期を迎える一方、厳しい財政状況や、人口減少等により施設の利用需要も変化しており、全国的に大きな課題となっている。本市においては、昭和30～40年代の急激な人口増加や市民のニーズに対応しながら、早期からこれらの整備を行ってきたため、他都市に先行して更新への取り組みが求められている。特に平成42(2030)年前後から、多くの公共施設等が更新時期(築後60年)を迎えることになり、再整備に多額の費用負担が集中することから、様々な工夫をしながら計画的に取り組んでいく必要がある。

公共施設等は、市民生活を支えるとともに、まちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素でもあり、個々の公共施設等の維持・更新や再整備に留まらず、武蔵野市の将来像を見据えた総合的な視点を持って、新たな価値を創造していくという「再構築」の考え方を持つことが重要である。

公共施設等の再構築にあたっては、新たな人口推計の結果も踏まえ、公共施設等のあり方、量と質の最適化、施設整備やサービス提供主体のあり方、資産の有効活用のあり方等

を多面的に分析・検討し、時代の変化とともに生じる新たな公共課題に対応していくものでなくてはならない。また、限りある資源を有効に活用するという観点からも、現在、一部の公共施設において、市民以外の利用が多くなることで市民がサービスを受けられないという状況が発生しているという現状を踏まえ、市民と市民以外に対するサービス提供のあり方を検討していく必要がある。

この先も長期的視点に立って、今後の公共施設等の再構築にどれほどの財政支出が必要となるのか、そしてどの程度の財源を確保することが可能なのかを慎重に見極めつつ、事務事業見直しの継続や、様々な行政サービスの水準や受益者負担の適正化、市民感覚を踏まえた効率化の取り組み等の行財政改革に不断の努力を継続し、健全な行財政運営を維持していかなければならない。

そして、住民の暮らしに根付いている公共施設等の再構築を進めるうえでは、必要な情報を市が正しく提示し、市民全体でこの重要な課題を共有しながら、公共施設等の適正な規模や水準も含め、市民との対話を通して、共に知恵を出し考えながら取り組んでいく必要がある。

## E 参加・協働のさらなる推進

**地域における公共的な課題は多様化・複雑化してきている。これらに対応するためには、様々な立場の人々が課題や目的を共有し、知恵を出し合い役割を分かち合っ**  
**て取り組んでいく必要がある。様々な主体との連携・協働とともに、市民のまちづくりへの参加を促し、本市の市民自治のさらなる進展を図っていく必要がある。**

インターネットの普及とSNSの浸透により、同じ価値観を持った人たちとのつながりを持つことが容易となり、人々ほどのコミュニティに属

するかを選択できるようになっている。このことにより、身近な地域を越えた人間関係の広域化が進んでいる反面、地域の顔の見えるつながりが薄まってきているという状況が見られる。

一方、地域における公共的な課題はますます多様化・複雑化しており、これらに適切に対応していくためには、行政中心の取り組みだけでは限界がある。多様化する地域の課題には地域の力による支え合いや参加・協働の取り組みが不可欠であり、地域でつながることの持つ価値や重要性を再認識し、今の時代にあったつながりの方策を考えていく必要がある。

本市では戦後、自治会や町内会が全市的には組織されず、コミュニティセンターを中心としたコミュニティづくりが進められてきたが、担い手の高齢化や固定化等の問題とともに新たな担い手の確保や若い年代の利用拡大等が課題となっている。市民の地域活動の拠点としてのコミュニティセンターの役割は変わらないものの、子育て・防災・福祉など様々な目的を持った市民活動団体が取り組む公共的活動等も多く行われており、これらも合わせて社会環境の変化に対応したコミュニティと市民活動との連携のあり方を検討していく必要がある。

地域をより良くしていくためには、様々な立場の人々が課題や目的を共有し、知恵を出し合い役割を分かち合って取り組むことが大切である。行政と市民、市民活動団体、学校、民間事業者など様々な主体との連携・協働や、市民団体同士の連携等、多様なつながりが構築されていくことが地域の力となる。行政が様々な主体と協働するためには、お互いの特性と立場を理解し、情報を共有し、協力する関係が不可欠である。そのために行政は様々な情報をわかりやすく、また市民が自らの関心に基づいて分析できる形で提供し、透明性を高めていくことで、市民のまちづくりへの参加意識の向上を促し、本市の市民自治のさらなる進展を図っていく。

## 6 分野別の課題

### (1) 健康・福祉

#### 1) 健康長寿のまち武蔵野の推進

誰もが、その年齢や状態に関わらず、生涯を通じて住み慣れた地域で暮らしつづけるために、武蔵野市第3期健康福祉総合計画に基づいて、保健・医療・介護・福祉など様々な分野が連携し、まちぐるみの支え合いの仕組みづくり(武蔵野市の地域包括ケアシステム)をさらに推進していく。

市民一人ひとりが予防的な視点を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことを積極的に支援する。

また、心のバリアフリーに引き続き取り組み、関係機関との連携を図りながら、障害者差別の解消をはじめ誰にもやさしいまちづくりを推進する。

#### 2) 武蔵野市ならではの自助・互助・共助の取り組みの推進

テンミリオンハウスやレモンキャブといった従来の地域における共助・互助の取り組みをさらに推進するとともに、いきいきサロンやシニア支え合いポイント制度など新たな施策の展開によって、地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりを進める。シニア支え合いポイント制度については、担い手の裾野を広げるため、対象とする施設や地域でのボランティア活動を増やすとともに、幅広い年齢層への拡大について市民の多様な意見を踏まえながら検討していく必要がある。

今後、地域住民による自主的な活動をするための場所の確保や、運営を担う人材の発掘・育成、取り組みの周知といった課題への対応を検討する必要がある。

社会参加が、効果的な介護予防や健康寿命の延伸につながるという考え方のもと、支える側と支えられる側という関係性を越えて、誰

もが地域活動の担い手となるよう、支え合いと活躍の場を広げていく。

#### 3) 生命と健康を守る地域医療の維持・充実と連携の強化

高齢化の進展による在宅医療のニーズや子育て世代、障害者(児)の医療ニーズが高まっている。市内の医療機能については、救急体制、病院機能ともに概ねバランスは取れているが、吉祥寺地区の病床数は減少している。今後、吉祥寺地区の病床確保に向けた取り組みを進めるとともに、市民の在宅療養生活を支える保健・医療・介護・福祉関係者の連携を強化する。

また、市民の生命・健康を脅かす健康被害の発生を防止し、被害を拡大させないよう危機管理体制を構築していく。

#### 4) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化

介護・福祉ニーズは多様化、複雑化している。例えば、子育てと介護を同時に行うダブルケア、子どもが親など家族のケアを行うヤングケアラー、大人の発達障害、生活困窮者、障害のある子と認知症の親が同居している家族への支援等、それらが複合的に発生している状況があり、制度ごとのサービス提供では対応の難しい場合が増えている。

相談者本人・家族支援の視点に立ち、複合的な課題を解決するため、最初に相談を受けた機関が様々な関係機関と連携し、適切な支援につなげる必要がある。保健・医療・介護・福祉分野の多職種連携を推進するために、分野横断的な研修や対応時の仕組みづくり等により、全世代に対応した相談支援のネットワークを強化していく。

また、個別支援を充実させ、妊娠期からの切れ目ない支援を推進する。

判断能力が不十分な方の権利擁護と成年後見制度の利用を促進し、本人と家族の安心

につなげる。

## 5) 尊厳ある人生の最期を迎えるための意思決定を支える取り組み

ひとり暮らし高齢者がさらに増えていくことが予測される中、老後だけではなく自身の死後に関して不安を抱える人が増えている。自己決定ができるうちに自らの未来について考える機会を得るとともに、介護や医療、人生最期の過ごし方について本人の意思決定を支援していく取り組みを進める。

## 6) 認知症の方とその家族を支える取り組み

認知症の方への対応は大きな課題となっている。認知症の方が尊厳を持って地域で安心して暮らし続けることができるよう取り組みを進める。また、市民の認知症理解の促進や地域の見守り意識の醸成を図る。

認知症に限らず、家族が介護により仕事を辞めることなく(介護離職ゼロへの取り組み)、介護と仕事、自分らしい生活との両立を実現できるまちづくりが求められている。

これらの達成に向け、要介護者とその家族を支える適時適切な支援体制を強化していく。

## 7) 生活困窮者への支援

貧困の連鎖は断ち切らなくてはならない。経済的な問題だけではなく、家族の問題や心身の問題等、多様かつ複合的な課題を抱えている方、制度の狭間で必要な支援が届いていない方、自ら支援を求める声を上げられない方を早期に発見し、必要な支援に確実に「つながる」よう、様々な分野の相談機関との横断的連携をさらに強化していく。生活困窮者の自立を支援する事業を推進し、伴走型の支援を継続して実施する。

## 8) 福祉人材の確保と育成・質の向上に向けた取り組み

福祉人材の確保は喫緊の課題である。新たな人材の育成や質の向上とともに、現在市内で働いている方が誇りとやりがいを持って働き続けられる取り組みが求められる。また、今後増加が見込まれる介護分野等の外国人従事者の支援を検討する必要がある。

本市は介護保険施行時に市町村レベルでは全国初のケアマネジャーガイドラインを策定し体系的な研修会を実施する等、介護人材の質の向上に積極的に取り組んできた。それらの実績の上に、人材の確保と育成・質の向上を一体的に行う地域包括ケア人材育成センターを軸に、国や都における人材確保策との連携や役割分担など広い視点に立って、本市の福祉を支える人材に関する多様な取り組みを検討する。

本市が誇る高い市民力の源泉である各地域福祉団体は、今後ますますその役割が重要となる一方、活動されている方の高齢化や担い手不足といった課題に直面している。一人にかかる負担感の軽減や人材の裾野の拡大を図ることにより、市民の主体的な地域福祉活動につなげていく。

## 9) 福祉サービス再編の検討

安定的な福祉サービスを確保するため、福祉サービスの果たすべき意義や役割を再整理し、持続可能な制度の構築に向けた取り組みを進めていく。

介護老人保健施設や障害者グループホームの整備など福祉サービスを巡る環境が変化しつつある桜堤地域において、より一層有機的に機能するよう、桜堤ケアハウスのデイサービスセンターの転用を含めて、エリアの福祉サービスの再編について議論が必要である。

## 10) 地域共生社会に対応した新しいサービスと基盤の整備

高齢者や障害者をはじめ誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を継続することができ

るよう、必要な基盤整備を計画的に進めていく。本市の地域特性に合わせて、地域共生社会に対応した小規模・多機能・複合型をキーワードに多世代型の新たなサービス及び施設を整備する。

## **(2)子ども・教育**

### **1)子ども・子育てを応援するまちづくり**

子どもは、一人ひとりがかげがえのない存在として認められ、それぞれの個性が尊重された成長・発達過程が等しく保障されるべきである。

子どもと子育て家庭を支え未来を守り、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、行政・市民・企業・子育て関係団体など地域社会全体で子どもと子育てを応援するまちづくりを推進する。

### **2)妊娠期からの切れ目ない支援**

子どもを安心して産み育てられる環境を整備するため、これまでの産前・産後支援の取り組みに加えて、妊娠期からの切れ目ない支援・相談体制として、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、子育て世代を包括的に支援する体制を整備する。

また、みどりのこども館については、国の構造改革特区を活用して児童発達支援センターとして位置付け、それぞれの子どもの発達段階に応じた支援体制を強化する。

関係部署による機能連携の評価・検証を行い、子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性について検討を行う。

### **3)子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実**

児童虐待・養育困難家庭に対する初期対応の充実を図る必要がある。子育て支援ネットワークを活用して多機関での対応を強化する。

子どもの将来が貧困等の環境要因に左右されることがなくなるよう、第五次子どもプラン武蔵野に貧困対策計画を包含し、関係部署の連携による横断的かつ効果的な支援を行う。

### **4)子どもの医療費助成の拡充**

すべての子育て家庭が安心して子育てでき、長く住み続けたいと思える取り組みが必要である。より一層の子どもの保健の向上と子育て家庭の経済的負担を軽減するために、子どもの医療費を所得制限なく18歳まで無償とする仕組みを構築する。

### **5)保育の質の確保・向上と待機児童対策の推進**

保育の実施責任のある基礎自治体の責務として、保育アドバイザー等巡回支援や指導検査の強化を図るとともに、既存施設向けの実務研修や、新規保育所における開設前研修の実施等を通じて、保育の質の確保・向上を図る。

待機児童対策については、希望する保育施設に入所できるよう、地域ごとの保育ニーズを把握し、保育施設の整備を継続的に実施するとともに、既存施設の有効活用も合わせて検討していく。

### **6)小学生の放課後施策の充実**

すべての就学児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域子ども館事業を充実させる。学童クラブについては、低学年児童の待機児童を出さないよう、学校敷地内及び隣接地での整備を行う。また、質の向上を推進するとともに、4年生以上の受入れについて検討を進める。

### **7)青少年健全育成事業の充実**

地域における青少年健全育成のさらなる担い手確保のため、青少年問題協議会地区委員会の活動への支援を充実し、市民の理解と



参加促進を図る。また、次世代の担い手を育成するため、青少年の段階から地域活動に参加する機会をさらに充実させ、意識を醸成する。

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する青少年に対して、生活、学習、就労等を支援する居場所づくり等を通じて、健全な育成を図る。

## 8) 子育て支援施設のあり方

多様な子育て支援ニーズに対応するため、0123施設等の地域子育て支援拠点施設を中心としながら、コミセン親子ひろば等と連携した仕組みづくりを進める。

桜堤児童館については、現在の事業に加え、未就学児を対象とした事業を拡充する。

公立保育園については、市内の保育の状況や外部有識者など幅広い意見を踏まえて、その役割とあり方の検討を進める。

## 9) 未来社会を切り拓くための資質・能力の育成

今後大きく変化する社会の中で、あらゆる事象に主体的に関わることができるよう、子どもたちの「生きる力」を育む。そのために、知・徳・体をバランスよく育むとともに、体験活動や個性を活かし多様な人々との協働を促す教育、学ぶ意欲や自己肯定感を醸成する教育を充実させる。

より良い社会づくりに参画する資質・能力を育成するため、教科横断的な学習となる武蔵野市民科のカリキュラムを実施する。

## 10) 義務教育期間の学校教育のあり方

小中一貫教育実施の是非については、小中一貫教育あり方懇談会において、本市の学校環境がおかれている現時点での状況等(中学校に相当する後期課程の規模や施設一体型校舎における児童・生徒の学校生活への効果と影響、地域コミュニティ等に与える影響・課

題、防災上の課題、移行期間中の課題、現状の児童・生徒数の増加や施設設置上の課題、建設費用等)の総合的な議論を行った。この議論を踏まえ、小学校区単位の施設一体型小中一貫校ではなく、従来の環境で、引き続き本市の学校教育に求められる目的、目標の達成を目指す。小中連携教育研究協力校の実践を活かし、教育課程の充実を図るとともに、小中学校間及び関係機関との人的・物的な連携深化及び適切な情報共有による福祉機能の強化等について検討を行う。

## 11) 学校教育の質の向上を図るための環境整備

教員の持ち時数の軽減、市講師の配置、校務を支援する人材の増員、部活動指導員を活用した持続可能な部活動を実施すること等により、教員の多忙化を解消し、授業への十分な準備と子どもに向き合う時間を確保する。このことにより、教員が職務にやりがいや誇りを感じることができるようにするとともに、教員の授業力を向上させることで、本市の学校教育の質を高め、あわせて教員の確保・育成を図る。

また、主体的・対話的で深い学びを支えるために、ICT機器を活用したより効果的な指導を行う。

部活動については、地域スポーツクラブ化及び生涯学習事業としての実施についても研究する。

## 12) 学校と地域社会との連携・協働体制の構築

学校と保護者や地域の住民が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えるため、主体的に学校運営や教育活動について協議し意見を述べたり、目標やそれぞれの役割について話し合う場として、開かれた学校づくり協議会を発展させる等、今後の新たな学校運営のあり方について検討する。

あわせて、教育活動を支える体制として、本

市では地域と学校の調整役として地域コーディネーターを各学校に配置しているが、地域が学校を「支援」する一方向的な活動から、地域と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」型の活動の充実に向けた、地域と学校の協働活動の実施体制について検討を行う。

### 13) 多様な教育的ニーズに応じた指導・支援体制づくり

インクルーシブ教育の理念を踏まえつつ、一人ひとりの教育的ニーズに対応できるよう、特別支援学級・特別支援教室・通常の学級における指導の体制及び支援や連携のあり方を検討するとともに、教員・子ども・保護者等への理解啓発を行う。

不登校対策を総合的に推進するために、学校における未然防止や早期対応、スクールソーシャルワーカーや支援員の配置拡充、多様な教育機会を確保する方策を実施する。

教育センター構想については、教育支援センターと関係機関との連携による相談支援体制づくりや学校の教育活動を支援する教育推進室の機能強化を進めながら、必要な見直しを行う。

### 14) 安全・安心かつ適切な教育環境の確保と学校改築の着実な推進

学校改築にあたっては学校施設整備基本計画(仮称)で定める標準的な仕様及び改築の進め方に基づき、地域の実情を踏まえた多機能化及び複合化も見据えて、着実な整備を進める。

また、学校施設を改築するまでの間についても、児童生徒数の増加、自然災害リスクの増大及び気温上昇等に適切に対応し、良好な教育環境を確保する。

学校給食施設については、新桜堤調理場の稼働や小学校の改築に伴う自校調理施設の整備により、より多くの人材が必要となる。人材の確保及び食育の推進のため、地域人材

の活用を含めた調理体制の見直しにより効率的な運営を図る。

## (3) 文化・市民生活

### 1) 時代に合ったコミュニティのあり方検討と市民活動の連携

本市は、昭和 46(1971)年のコミュニティ構想に基づき、コミュニティセンターを中心としたコミュニティづくりを進めてきた。全市的な町内会の体制を取らず、市民が主体的・自発的に地域のまちづくりに取り組んできた点は大きな特徴である。

現在、コミュニティ協議会をはじめ、福祉の会など地域別に組織された団体、テーマ性を持つNPOなど多くの団体が多様な活動に取り組んでいる一方、個人情報に関する意識や規範、安全・安心へのニーズ、ICTの普及等、コミュニティを取り巻く社会環境は大きく変化している。また、多くの団体が担い手不足や相互連携等の課題を抱えている。これらの課題解決のため、「これからのコミュニティ」の議論を踏まえ、市民同士が語り、関係性を構築していける場づくりを着実に進めつつ、変化を踏まえた支援策を研究していく。

### 2) 多様性理解及び男女平等施策の推進

すべての人が、性別、性自認、性的指向、国籍、文化、障害のあるなし等に関わりなく、その個性と能力を活かして、生涯にわたりいきいきと、健康な生活を営むことができる社会を実現するため、一人ひとりの多様性を認め合い尊重し合う社会を構築する必要がある。そのために、引き続き市民の人権意識の向上や若年世代からの意識啓発に努めるとともに、LGBTやSOGIなどの理解に向けて取り組み、同性カップルなどの多様な家族に対するパートナーシップ証明書の交付について、実現に向けた検討を行っていく。

### 3) 未来へつなぐ平和施策の推進

本市は戦時中にあった軍需工場を目標に空襲を受けた。戦後 70 年余り経ち、当時の体験者が高齢化していく中で、戦争の悲惨さと平和の大切さを次世代に伝えていく必要がある。平和施策を推進するため、武蔵野ふるさと歴史館や図書館等と連携し、これからの担う若年層の関心が向く内容を研究する。

### 4) 産業の振興

近年、少子高齢化を背景に商店街の衰退や中小規模事業者の後継者不足、賃料の高騰等、市内の産業を取り巻く課題や、ICT化の進展、外国人労働者の増加など社会環境の変化が顕著となっている。住む人・働く人・来街者・事業者のいずれにとっても魅力あるまちとして選ばれ続ける自治体となるために、関係団体等と協力しながら、駅周辺への新たな産業の誘致・育成や産業と福祉の連携、アニメーション等のコンテンツを活かした事業連携、商店街の環境整備、情報化・国際化への対応、多様な人材を活かす創業・雇用・就労支援等に取り組む。

### 5) 農業の振興と農地の保全

将来にわたり市内における農業を継続するため、現行生産緑地農地が、新制度の特定生産緑地農地に漏れなく移行できるよう所有者への周知と説明を尽くす。また、後継者の育成について関係団体、行政等による支援を進める。

農地は生産の場とともに災害時の避難場所や延焼遮断機能、雨水の涵養など都市における貴重な役割も担っている。新たに都市農地貸借円滑化法が施行され、市内の農地についても貸借の道が開けたことを踏まえ、関係団体等と貸借の仕組みを検討し、農地の保全を図る。相続に伴う農地減少への対応についても研究を進める。

### 6) 生涯学習施策の推進

多くの活動主体によって、市民が多様に学ぶための環境が整備されてきた。さらに生涯学習を推進するため、人生 100 年時代に対応した学び直しや、学びを通じた人々や地域とのつながりづくり等についてさらに取り組んでいく。

また、学校における部活動の生涯学習事業化及び芸術や文化等の鑑賞、体験及び実践に関する学校教育活動を支援・補完する社会教育活動について研究を行う。

図書館は、ICT機器等を活用することで、図書とデジタルの効果的な連動等により図書館サービスの向上を図る。また、中央図書館については、今後もより良いサービス提供を継続していくため、最適な運営体制について検討していく。

武蔵野ふるさと歴史館は、地域の歴史、文化を次世代に伝えるため、歴史資料の収集基準を作成し、収蔵資料の価値づけを行うとともに、歴史公文書の公開に向けた整備を行う。また、各種機関等との連携により、広く教育、学術及び文化の発展に寄与し、研究成果を市民に還元する。

### 7) 市民の誰もがスポーツを楽しめる環境の整備

運動習慣の定着化や障害者が日常的にスポーツを楽しむことができる環境整備等「するスポーツ」の拡充に取り組むほか、「観るスポーツ」「支えるスポーツ」の多様化に対応する。スポーツ活動の拠点である体育施設は老朽化が進んでいるため保全・改修工事を行う。特に温水・屋外プールは今後のあり方を検討する。

### 8) 東京 2020 大会のレガシーの継承と発展

東京 2020 大会の開催は、障害のあるなしに関わらず人間の可能性を引き出すスポーツ、芸術、国際交流、ボランティアの意義を確認する契機となっている。これらの、創出されたレガ

シーを継承し、発展させていく。

## 9) 都市観光の推進

東京 2020 大会後も訪問者数が増加することを見込み、インバウンド向け観光メニューを開発するとともに、市内の企業及び近隣自治体とも連携し、広域による新たな魅力創出を図る。映画・音楽・アニメーション・漫画等の市内に豊富にあるコンテンツを活かしたシティプロモーションを推進する。また、観光ガイドの育成のため、市民ボランティア団体等との連携を検討する。来街者がまちの魅力に触れる機会を増やすことにより、本市への訪問者の増加を目指す。

## 10) 都市・国際交流事業の推進

本市は海外6都市、国内9都市との間で、友好都市交流関係を結んでいる。海外交流事業については、青少年の相互交流が中心であるが、ルーマニア・ブラショフ市には日本武蔵野センターを設置している。海外交流事業を継続していくうえで、設置の意義や効果を再確認する。また、国内友好都市交流事業の拠点として設置しているアンテナショップ 麦わら帽子については、改めて設立当初の理念に立ち返り、その後の小売業を巡る環境変化を踏まえ、交流の基盤としてのあり方を、友好都市等を交えて多角的に検討する。

## 11) 在住外国人支援

大幅な増加傾向にある在住外国人を支援するため、(公財)武蔵野市国際交流協会との連携のもと、在住外国人を生活者として捉え、多様化する外国人のニーズ把握や日本人の協会支援者会員獲得に努めるとともに、国の施策の動向を注視しつつ、東京都や他自治体との広域的取り組みを推進する。

## 12) さらなる市民文化の発展を目指して

平成 30(2018)年度に本市で初めて策定され

た文化振興基本方針は、既存の各個別計画の実施において、芸術文化的な要素や視点を提供することによって、市全体として市民文化・都市文化の発展を目指すものとしている。

この方針に基づき文化振興に取り組むため、庁内外の体制を構築するとともに、文化振興のあり方を検討し続け、効率的・効果的にサービスを提供するために(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合に向けた事業連携等を進める。

また、文化施設・ホール等のあり方について駅勢圏ごとに整理したうえで、既存施設の寿命を念頭に、必要とされる機能をどのような施設に備えるのかを明確にし、施設の更新に備えた長期的スケジュールを検討する。

## 13) 災害への備えの拡充

今後、30 年以内に 70%以上の確率で首都直下地震等の発生が予想されている。耐震や防災の取り組みが進まない部分もあるなか、様々な啓発活動や支援による市民の防災力向上、住宅や緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進、無電柱化への取り組み等を通じて、減災に向けたまちづくりを一層推進する方策を検討していく。また、大規模災害や風水害に備えた即応力の強化や迅速な復旧、復興の実現のために、災害対応力の向上の取り組みと多様な組織との連携による防災体制の確保を推進していく。市外からの人的応援・支援を円滑に受けるための受援計画の策定について検討していく。

## 14) 安心して暮らし続けられるまちづくり

市内の刑法犯認知件数は平成 14(2002)年のピーク時に比べ半減したが、さらに「見せるパトロール」「地域の防犯力向上」の推進を図り、体感治安向上の取り組みを進める。一方、振り込め詐欺等の特殊詐欺の発生件数は高止まりしており、警察署・商店会・金融機関等の地域の関係機関と連携し、様々な機会を捉えて

被害の発生抑止活動を継続していくとともに、被害にあった際の消費生活相談の活用の周知に取り組む。

## **(4) 緑・環境**

### **1) 総合的な環境啓発の推進**

現代の環境問題は、市民・市民団体・民間事業者・行政等の各主体が、環境の変化を自らの問題と捉え、主体的に環境配慮行動を実践していくことが、課題解決への鍵となる。

市民団体、民間事業者等が環境啓発の担い手・主体として活躍できる機会や場を提供し、その活動支援を行うとともに、それぞれの役割を共に考え、持続可能な社会を目指す。また、あわせて行政の多岐にわたる環境情報を集約し、わかりやすく発信していく。

環境啓発施設エコプラザ(仮称)は、ごみをはじめ、資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性等、多様な環境啓発の拠点施設として整備し、環境に配慮した行動を市内全域へと促していく。

### **2) 良好な環境の整備に向けた市民活動との連携**

緑は市民の共有財産という理念のもと、地域の市民の力で緑を守り育てるため、身近な緑に関心を持つことができる取り組みを進める。また、より多くの市民が緑の活動に参加できる仕組みづくりを推進する。

都市化の進展により雨水が地下に浸透せず、集中豪雨による浸水被害のリスクが増大しているため、引き続き地下水の涵養等を目的とした取り組みへの支援とともに、水循環の重要性についての啓発を行い、民間住宅での浸透施設の設置等、健全な水循環への行動を促していく。

### **3) 気候変動を背景としたエネルギー消費のスマート化**

温室効果ガスによる気候変動に対応するためには、世界や国レベルによる動きに加えて、基礎自治体の取り組みも重要である。省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及を中心としたエネルギー消費のスマート化施策の継続的な実施に加え、家庭でのエネルギー消費削減のための支援や、エネルギー消費量の割合が高い事業所への指導・啓発を実施していく。

### **4) 公共施設の環境配慮の推進**

太陽光発電システムの設置や、新クリーンセンターのごみ発電機能等による周辺公共施設への電気・熱のエネルギー供給等、環境に配慮した施策を展開してきたが、公共施設の中には、設備の老朽化によるエネルギー消費やCO2排出量の過剰が見受けられるため、改修コストとのバランスを注視しつつ、引き続き環境配慮型の施設・設備に切り替えていく必要がある。加えて、民間の開発や建物の建設等についても環境負荷の少ない省エネルギー、再生可能エネルギー手法の普及を奨励していく。

### **5) 良好な街並みづくりに寄与する街路樹の保護・育成**

本市では、自然樹形(樹種本来の生育のかたち)を基本とした街路樹の管理を実施しており、良好な街並み・景観を形成するうえで大きな役割を果たしている。一方で、高木化に伴う枝葉や根上がりが通行の支障となるなど課題もある。

引き続き、樹木の健全な生長を阻害しないような剪定に加え、歩行者や車の安全かつ円滑な通行を確保するための管理を実施していく。

また、定期的に街路樹診断等を実施し、危険木については、植替えを前提に樹木の保全を行っていく。

### **6) 緑の保全・創出・活用**

本市では、残されている歴史的な緑と市街化された住宅地における個々の緑の複合により緑豊かな住宅都市としてのイメージが定着している。

公園緑地等の緑については、既存の資源(ストック)を有効利用しながら地域に根差した魅力ある整備を行っていくとともに、確保・拡充を進めていく。また、老朽化した公園施設の適正な改修と利用者の安全利用を踏まえた維持管理を行っていく。

民有地の緑は、落ち葉等に対する地域からの苦情や、維持管理のための費用負担等により、所有者の負担感が大きくなることで減少傾向が続いている。将来を見据えた緑の質を高める指導基準等の見直しや、身近な緑に対して関心を持ち、自らの生活の中で緑の良さを実感する取り組みを進める。また、都市に残る貴重な農地を保全していくため、農にふれる機会を創出していく。

## 7) 緑と水のネットワークの推進

豊かな街並みを創出していくため、引き続き関係機関と連携し、道路緑化や玉川上水・千川上水等、市内の緑・水辺環境の整備を進めるとともに、それらを公園緑地とも結び、緑と水のネットワークを推進する。

また、広域的に緑を支えるための連携の取り組みとして、多摩地域の森林を健全に育成するとともに、市民の自然とのふれあいを促し、森林資源の利活用と公益的機能の充実を図るため、二俣尾・武蔵野市民の森事業を実施している。引き続き、森林が持つ水源涵養、地球温暖化防止等の多面的機能に着目しながら、保全・整備事業を継続して実施していく。

また、新たに創設された森林環境譲与税に対応した既存事業の充実や国産材の活用について検討していく。

## 8) ごみ減量と合理的処理の推進

ごみの発生抑制、最終処分量の削減、ごみ

処理費用の低減のため、市民、市民団体、事業者、市がそれぞれの役割、責務を認識し、相互に必要な連携を進める必要がある。一方で、ごみ処理の場は市民の生活の場から離れ、市民の目には見えにくいいため、身近な課題として捉えづらくなっている。ごみ処理に係る経費や環境負荷、最終処分場の状況など本市のごみ処理について見える化を進め、市民一人ひとりのごみ減量と適正分別の行動につながるような啓発事業を実施する。特に食品ロスの削減に資する啓発事業を展開する。

なお、食品ロスやマイクロプラスチック等の地球規模での環境問題や社会状況の変化、新クリーンセンター稼働等、本市の廃棄物処理を取り巻く環境が変化しているため、排出から収集、中間処理そして最終処分に至るプロセスについて、より合理的な廃棄物処理のあり方を検討する。あわせて、集団回収制度のあり方について検討を行う。

また、将来を見据えた広域的な廃棄物処理の実現可能性を探りながら、近隣自治体等との情報交換・意見交換を継続する。

## 9) 様々な環境問題への対応

人の移動や物資輸送のグローバル化が進展し、新たな感染症や外来生物の侵入による、市民生活や生態系に影響を及ぼすリスクが増加しているため、知見を有する関係機関との平時からの連携により、不測の事態に適切に対応できる体制を構築、維持していく。

---

## (5) 都市基盤

---

### 1) 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり

地域特性を活かした市民による自発的・自立的なまちづくりを推進するため、市民、市民活動団体、事業者等の様々な主体によるまちづくり活動の発掘や始動を促進し、地域のまちづくりルールの策定に向けた支援を進めるとともに、エアーマネジメント活動への段階的な支

援を進める。

業務・商業の集積により都市の活力を維持するとともに、良好な住環境を保全するため、都市をマネジメントする視点から、都市計画と産業振興施策、農業振興施策等をはじめとした様々な分野との連携を強化し、計画的な土地利用の誘導手法について検討する。

身近な景観を誰もが心地よいと感じられるものにしていくために、景観ガイドラインによる景観誘導を進める。また、道路における景観性・防災性・安全性の向上を図るため、無電柱化のさらなる推進や街路樹の良好な維持管理を行う。

## 2) 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり

### ①道路

将来にわたり安全・安心な道路サービスを提供するために、道路総合管理計画に基づき、計画的・効率的・持続的な道路管理を推進する。また、道路管理の重要性に関する市民等の理解を促進し、アダプト制度や道路協力団体制度の活用を検討、ICTの導入等を進め、市民と協働・連携した道路管理を実現する。

### ②下水道

平成 31(2019)年度策定予定のストックマネジメント計画に基づき、一斉に耐用年数を迎える大量の老朽化した下水道施設の計画的・効率的な改築及び維持管理を進め、評価と見直しにより精度向上を図っていく。また、昭和 45(1970)年度から続く区部への汚水の暫定流入に対応するため、流域下水道への編入等の広域的な大型建設事業に向けた課題の整理、検討を進めていく。これらの事業に対応し、今後も安定的・継続的に下水道サービスを提供していくため、包括委託等の民間活用を含めた体制整備を検討していく。

今後、中長期に大型建設事業等が予定される一方、国の補助金等の財源確保は厳しくなることが予測されるため、下水道使用料等の適切な見直しを行っていくとともに、平成

32(2020)年度の公営企業会計移行を機に一層の経営の健全化・透明化を図る。

### ③水道

本市のような中小規模水道事業においては、料金収入の減少、施設の老朽化や自然災害への対応など様々な課題が指摘されており、人口減少時代を踏まえた広域化の検討を進めていく必要がある。本市はこれまで必要量の100%の水源を確保できないながらも市単独で事業を行ってきたが、今後単独事業を維持していくことは困難である。安全で安定的な水道供給の持続性を高めるため、都営水道への一元化を目指した取り組みを推進していく。

## 3) 誰もが利用しやすい交通環境の整備

高齢社会の進展等による交通環境の変化に対応するため、利便性の向上など地域公共交通のネットワークの充実を図るとともに、歩行者を重視した道路空間づくりを推進する。

自転車については、関与する事故や危険運転、違法駐車等の問題が生じているため、交通ルールやマナーの向上を図るとともに、走行空間の整備や安定的な自転車駐車場の確保を進める。また、様々な交通手段の活用により、地域公共交通全体とのバランスを図りながら、高齢者や障害者をはじめ市民誰もが利用しやすい安全・安心な交通環境の整備を推進する。

さらに、持続的な交通事業の展開を図るため、ムーバスや自転車駐車場の事業展開や料金体系については、今後の市民サービスのあり方、受益者負担や公平性、事業効率性等の様々な視点から議論が必要である。

## 4) 安全で快適な道路ネットワークの構築

第四次事業化計画で優先整備路線に位置付けられた都市計画道路については、沿道住民や周辺環境等への配慮について丁寧な対応を都に求める。なお、歩道が狭く安全性や防災性等に課題のある女子大通りについては、

確実な事業着手を都に要請する。また、五日市街道や井ノ頭通りについては、歩行者や自転車の安全で快適な通行環境の確保に向け、引き続き都に事業化を要請する。

生活道路については、路線の優先度を踏まえ、区画道路整備や狭あい道路拡幅整備を進め、交通の円滑化と防災性の向上を図る。

未着手の都市計画道路や区画道路等については、必要性の検証を継続的に行う。

都市高速道路外郭環状線は、事業者に対して「対応の方針」に基づく対応と、事業進捗に合わせ適切な情報提供を求めるとともに、安全・安心な事業の推進を要請する。外郭環状線の2は、沿線地域と連携を図りつつ、「検討のプロセス」に沿った対応と住民への丁寧な対応を都に求めていく。

なお、道路ネットワークの構築までに発生する生活道路への通過交通の流入による課題に対しては、警察等の関係機関との連携や市民との協力により、交通規制や交通ルール、マナーの向上を図る取り組みを進めていく。

## 5) 安心で、心地よく住み続けられる住環境づくり

住宅は生活の基盤であるとともに、まちを形づくる基本的な要素である。魅力あり住み続けられる良好な住環境を形成するため、空き住宅等の対応も含めた良質な住宅地の維持・誘導、老朽化した分譲マンション等の耐震化や再生に向けた支援、居住安定への支援等の住宅施策を総合的かつ体系的に推進する。

新たな住宅セーフティネット制度を踏まえ、高齢者、障害者、ひとり親世帯等の住宅困窮世帯に対する支援等については、福祉とも連携し、官民一体の包括的な対応を進める。なお、住宅確保要配慮者の対象者の範囲、支援方法や助成額等について慎重な議論が必要である。

また、市営住宅や福祉型住宅については、適正な管理・運営を図るとともに、新たな住宅

セーフティネット制度と関連し、民間賃貸住宅等の住宅ストックとしての活用や今後の市営住宅・福祉型住宅の整備のあり方やその数について議論が必要である。

## 6) 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり

### ① 吉祥寺駅周辺

都立井の頭恩賜公園等の環境資源、回遊性が高く特徴ある商業地、閑静な住宅地等、これまでに蓄積された資産を活用し、様々な人が親しみ、集い、活気と魅力のあふれるまちであり続けるため、新しい将来像が示される吉祥寺グランドデザインを踏まえ、様々な主体の参加と活動のもと、まちづくりを推進していく。

ハーモニカ横丁をはじめとする駅周辺の民間建築物は老朽化が進行し、耐震性や防災性に問題があることから建替え等を促進していく必要がある。建替え等の促進方策の検討においては、関係者等と連携するとともに、吉祥寺の文化や歴史をはじめとした地域の魅力等を活かしたまちづくりを進める。

南口駅前広場については整備を推進し、パークロード等の駅周辺の交通環境の改善を図る。武蔵野公会堂については、文化施設・ホール等のあり方についての議論を踏まえ、周辺街区の動向に注視しながら、まちづくりと一体的に検討を進める。

イースト吉祥寺エリア内の暫定自転車駐車場等の市有地については、これまでの地域の取り組みを踏まえ、利活用・整備の方向性を定め、事業化に向けた検討を進める。

### ② 三鷹駅周辺

三鷹駅北口街づくりビジョンに基づき、地域に関わる様々な主体とビジョンを共有しながら、「住む人、働く人が集い、心地よく過ごす街」の実現に向けたまちづくりを推進する。誰もが安全で快適に移動できる交通環境を構築するため、補助幹線道路の整備を推進するとともに、周辺の土地利用の動向にも注視しながら、交通機能の向上やゆとりある駅前広場の創出に



に向けた新たな交通体系の検討を進める。また、玉川上水を活かした緑豊かで賑わいのある空間を創出するとともに、魅力ある企業立地環境の形成と良好な住環境との調和を図る。自転車駐車場として利用している市有地については、現状の機能を維持しながらも、産業・文化振興、広場機能など様々な視点を踏まえ、補助幹線道路の完成後の高度利用等のあり方について検討を進める。

### ③武蔵境駅周辺

武蔵境駅周辺は、「うるおい・ふれあい・にぎわい」をまちづくりのコンセプトに、市民と協力しながら南北一体のまちづくりに取り組んできた。平成 27(2015)年度には北口駅前広場が完成するとともに、南口駅前広場の改修により、駅周辺の都市基盤について一定の完了を迎えた。引き続き、武蔵境駅北口の区画道路や天文台通り等、未整備の都市基盤について着実に事業を推進していく。

都市基盤の整備に合わせて、市民、市民活動団体、事業者等によるまちの賑わいづくりが進められてきた。これらの自主的・主体的な活動が継続するだけでなく、武蔵境駅周辺エリアの価値を向上・発展させるための取り組みについて議論が必要である。

## (6) 行・財政

### 1)市民参加と連携・協働の推進

#### ①これまでの市民自治の取り組みと課題

本市の市民自治による市政運営や共助のまちづくりは、これまで活発な市民参加によって支えられてきたが、参加する市民の固定化等の課題に対して、多様で幅広い参加を得るための新たな取り組みが求められている。計画・施策の立案から実施、評価までの参加の機会をさらに拡大することを検討し、効果的な情報提供など参加を促す動機づけについても検討が必要である。

特に近年は、市民のニーズやライフスタイル

がますます個別化・多様化し、公共的課題への対応、とりわけ新たな施設整備における関係者間の合意形成が困難になっている例もある。多様な市民同士がお互いの立場や考え方等の違いを理解し合いながら、まちの将来を主体的に考えていくための具体的な取り組みについて議論が必要である。

また、市民自治の発展には、まちの将来の担い手として期待される若者の市政や地域への参加を促し、その活動を支援して、地域への愛着を醸成していくことが必要であり、そのための効果的な取り組みが求められる。

#### ②自治基本条例(仮称)の検討と具体的な運用

これまで培われてきた本市の市民参加・市民自治の歴史・原則は、将来にわたり継続・発展させていくべきである。市政運営の基本的ルール(市民参加・市民自治の原則、市民参加の手法、市民・議会・市長の役割等)を定める自治基本条例(仮称)は、平成 31(2019)年度中の議会上程を目指し、条文検討作業を進めている。条例制定に伴い、条例の内容を具体化する個別課題の検討や、市民参加・市民自治の考え方と取り組みを継続的に広めていく必要がある。

#### ③多様な主体との連携・協働

増加・多様化する市民ニーズに対して、市は最も効率的・効果的にサービスを提供できる主体や方法を見極め、適切に役割分担を進める必要があり、様々な主体との連携・協働がますます重要になっている。市民・市民団体の主体性を活かした連携・協働をさらに充実させながら、民間事業者との連携も推進していく必要がある。

また、市民の生活圏は居住地の行政区域内にとどまるものではなく、公共施設の相互利用や災害時対応、産業振興、外国人支援等、行政サービスの効率性・安定性の観点からも広域的な連携を進展させる必要がある。

## 2) 効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション

市政が市民に信頼され、さらなる市民参加を促すためには、行政と市民が情報を共有し、市政の透明性を高めていくことが必要である。市では市報・ホームページ・FM放送・SNS等の様々な手段により市政情報を発信しているが、情報をよりわかりやすくタイミングよく届ける仕組みを災害時等にも備えて整える必要がある。さらに、定住人口や交流人口を増やしていくため、住み続けたい・住みたい・訪れたいと思う施策の実施とともに、市の魅力の向上という視点を踏まえた新たなブランディングの議論を行い、市のPR(シティプロモーション)を来街者も含めた広い対象に対して戦略的に進める必要がある。

また、市民のニーズを的確に捉えるため、「市長への手紙」や「市民と市長のふれあいトーク」のほか、市政アンケートを毎年全戸配布で実施している。特に市政アンケートは、昭和39(1964)年度からスタートし、市民意見を把握する本市独自の手法であり、貴重な意見が寄せられているが、回答者の少なさや年代の偏り等の課題があり、より効果的な手法を検討する必要がある。

## 3) 公共施設等の再構築

第六期長期計画期間中には、複数の小中学校や桜堤調理場、武蔵野公会堂等、昭和30～40年代に建築された施設が更新時期(原則築後60年)を迎える。老朽化が進む上下水道・道路等の都市基盤施設も計画的な更新が必要である。限られた財源で必要なサービスを維持していくには、これらの建替え・更新にあたり、複合化や統廃合、長寿命化、スケルトン・インフィルなど様々な方策を検討する必要がある。一方で、本市の人口推計では、今後30年間は人口増加が見込まれており、施設の総量や規模はどの程度が適正か、将来を見据えてどのような機能や初期投資が必要か等の

論点について十分な議論が必要である。また施設の運営方法は、民間企業による運営も含めて検討すべきである。

また、市有地の適正利用を図るため、一定年数活用されていない土地については利活用方針を見直すとともに、民間企業との連携による有効活用を検討する等、市の歳入増加と市民サービスの拡充につなげていく。

## 4) 社会の変化に対応していく行財政運営

### ①健全な財政運営

今後の社会保障費等の増、公共施設や都市インフラの老朽化に伴う施設の維持、更新に多大な費用負担が見込まれるため、歳入確保に向けて、市税徴収率のさらなる向上、基金と市債の活用、市有財産の有効活用、行政サービスにおける受益者負担の公平性を考慮した使用料・手数料の見直し、広告料収入の拡大など様々な取り組みを行う。また、ふるさと納税については、税の寄付控除や返礼品を求めて寄付が年々増大しており、本来得られる市民税収入が大きく減少している。今後は、市の魅力発信、地域産業の振興や、市政の充実と未来への財源確保に向け、制度の活用を図っていく。

歳出面では、経常的事業経費の抑制に取り組みながら、必要または重要な施策への予算配分に積極的に取り組んでいく。

また、透明性・公平性の向上に向け、入札・契約制度改革を継続する。

国民健康保険の給付等に要する費用は、法定の公費負担と保険税の他、一般会計からの繰入により賄っている。しかし、給付と負担の適正化の観点から、決算の補填等を目的とする法定外一般会計繰入金金の段階的解消・削減が求められており、現在、計画を策定中である。

### ②リスクマネジメントの強化

地方自治法の一部改正に伴い、平成32(2020)年4月から都道府県と指定都市は内部

統制制度の実施が義務化され、その他の地方公共団体は努力義務とされている。本市では、監査委員による監査をはじめ、リスクの発見・発生防止のための点検や研修等の各種取り組みを行っているが、それらの取り組みを点検・整理し、リスク管理の一層の強化を図っていく。

災害時の執行体制や対応手順等を定めたBCPの内容の見直しを継続的に実施するとともに、人員体制を精査し、受援計画の策定を検討していく。

また、第五次総合情報化基本計画において、住民情報システムのサーバー機器は、原則として、耐震性が高く、非常用電源が確保されている本庁舎西棟に設置することとしている。一方で、国の計画ではクラウド導入市区町村数の拡大が目標とされていることを踏まえ、クラウドの導入や外部のデータセンターの利用を検討する。

### ③財政援助出資団体の統合と自立化

本市では、多くの財政援助出資団体が、福祉・子育て・文化など様々な分野の公共サービスを担っている。本市は他市に比べ財政援助出資団体の数が多く、市の財政支出も大きいため、より効率的・効果的な団体運営・サービス提供が必要である。各団体で事業の必要性の精査・見直しを進め、業務の関連が深い団体は統合を実現していくとともに、各団体の状況に応じた形での自立化を促進する。この観点も踏まえながら、指定管理者制度の効果的な運用を多角的に検討する。

### 5)多様な人材の育成と組織の活性化

時代により変化する市民ニーズに柔軟に対応するためには、職員が多様な経験・価値観を持ち、意見が活発に交わされるとともに、個の力を経営に活かすマネジメントが必要となる。また、高度化・複雑化する課題への適切な対応には職員の専門性の強化も必要である。

一方で、一般技術職(土木・建築等)や専門

職(保健師等)については、現場で技術を深める機会の減少等により、専門性の育成が難しくなっている。また公共施設等の更新時期を迎え、一般技術職の職員数の確保が深刻な課題である。そのため、一般技術職・専門職の体系的な人材育成について、職員採用や業務の外部化のあり方と合わせて検討する。一般事務職については、現在のエキスパート(長期的専任職)の制度は専任分野や職員数が少ない等の課題があるため、制度の改善を検討する。あわせて、外部有識者や市民有識者のスキルを積極的に活用するため、非常勤職員制度の活用を検討する。

さらに、職員が意欲を持って心身ともに健康に働き、能力を十分に発揮していくため、在宅勤務やテレワーク等の柔軟な働き方を検討する。また、自己啓発制度や他自治体・民間企業等への派遣研修の充実を検討するとともに、障害者任用等も含めた職員採用の仕組みを工夫し、多様な人材の確保を進める。

### 6)事務の改善・効率化

新たな公共課題や変化し多様化する市民ニーズに的確に対応するため、組織体制・事務分掌の柔軟な見直しや業務の効率化を進める。また、市職員の人的資源や財源等、活用できる経営資源に限りがある中、重要度の高いニーズに積極的に対応し、高い効果を発揮していくため、既存事業は、分野を超えた全体的な視点から必要性や優先度を検証し、中止や廃止も含めた見直しを効果的に進められるよう、新たな仕組みの構築を検討する。

新たな行政課題に対しても、効率的かつ質の高い対応ができるよう、過去の経過等を探索性の高い形で適切に蓄積・管理していく仕組み(ナレッジマネジメントシステム)を整えるため、行政情報のデータ化や電子申請を推進するとともに、電子決裁の導入を検討する。また、RPA(業務自動化)やAI(人工知能)等の先端技術を活用した業務の効率化を検討する。



## 参 考

### 討議要綱作成にあたっての参考資料等

本討議要綱の作成にあたり、策定委員会で議論の参考とした主な資料・報告書等は次のとおりである。

## 《武蔵野市長期計画条例》

平成23年12月13日条例第28号

### 武蔵野市長期計画条例

(目的)

**第1条** この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とする。

(長期計画)

**第2条** 市長は、前条の目的を達成するため、武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するものとする。

2 長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。

3 長期計画は、10年を1期として定め、当該計画期間の前期5年を実行計画とし、後期5年を展望計画とする。

4 市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

(実行計画の見直し)

**第3条** 市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

(市民等の参加)

**第4条** 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

(議決)

**第5条** 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

(市長の責務)

**第6条** 市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。

(他の計画との関係)

**第7条** 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

(委任)

**第8条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。

## 《各分野における個別計画》

分野ごとに課題に応じて個別計画を策定し、計画に基づく行政運営を行っている。多くの計画では、策定にあたって専門的知見を有する学識経験者等や、関係団体に所属する市民、そして公募市民が関わり、またパブリックコメントを受け付けるなど多くの市民意見が反映されており、これらの計画により計画体系が構築されている。長期計画策定にあたっては、市民参加によって策定された個別計画(現在改定中の計画に寄せられた意見も含む)との整合を図っていく。

### 【個別計画一覧】

<p><b>I 健康・福祉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵野市第3期健康福祉総合計画</li> <li>・武蔵野市地域医療構想(ビジョン)2017</li> <li>・武蔵野市第5期地域福祉計画</li> <li>・武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画</li> <li>・武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画</li> <li>・武蔵野市第4期健康推進計画</li> <li>・武蔵野市食育推進計画</li> <li>・武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第3期武蔵野市特定健康診査等実施計画</li> </ul> <p><b>II 子ども・教育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第四次子どもプラン武蔵野</li> <li>・第二期武蔵野市学校教育計画</li> <li>・武蔵野市特別支援教育アクションプラン</li> </ul> <p><b>III 文化・市民生活</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵野市産業振興計画</li> <li>・第二期武蔵野市観光推進計画</li> <li>・武蔵野市農業振興基本計画</li> <li>・武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画</li> <li>・武蔵野市第三次男女共同参画計画</li> <li>・武蔵野市文化振興基本方針</li> <li>・武蔵野市生活安全計画</li> <li>・武蔵野市国民保護計画</li> <li>・武蔵野市地域防災計画</li> <li>・武蔵野市耐震改修促進計画</li> <li>・武蔵野市生涯学習計画</li> <li>・武蔵野市スポーツ振興計画</li> <li>・武蔵野市図書館基本計画</li> <li>・「東京オリンピック・パラリンピック等国際大会に向けた武蔵野市の取組み方針」に基づく行動計画</li> </ul> <p><b>IV 緑・環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第四期武蔵野市環境基本計画</li> <li>・第四次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画</li> <li>・武蔵野市地球温暖化対策地域プラン</li> <li>・武蔵野市生物多様性基本方針</li> <li>・武蔵野市一般廃棄物処理基本計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新武蔵野クリーンセンター(仮称) 施設基本計画</li> <li>・武蔵野市緑の基本計画 2008</li> <li>・仙川リメイク 武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画</li> <li>・千川上水整備基本計画</li> <li>・公園・緑地リニューアル計画</li> </ul> <p><b>V 都市基盤</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵野市都市計画マスタープラン</li> <li>・武蔵野市バリアフリー基本構想</li> <li>・三鷹駅北口街づくりビジョン</li> <li>・武蔵野市景観ガイドライン</li> <li>・吉祥寺グランドデザイン</li> <li>・進化するまち「NEXT—吉祥寺」プロジェクト—吉祥寺グランドデザイン推進計画—</li> <li>・武蔵野市自転車等総合計画</li> <li>・第10次武蔵野市交通安全計画</li> <li>・第3次武蔵野市市民交通計画</li> <li>・武蔵野市地域公共交通総合連携計画</li> <li>・武蔵野市自転車走行環境づくり推進計画</li> <li>・武蔵野市第三次住宅マスタープラン改訂版</li> <li>・武蔵野市公営住宅等長寿命化計画</li> <li>・道路総合管理計画</li> <li>・武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画</li> <li>・景観整備路線事業計画(第2次)</li> <li>・御殿山通り(武蔵野都市計画道路7・6・1号線)整備基本計画</li> <li>・橋りょう長寿命化計画</li> <li>・武蔵野市下水道総合計画</li> <li>・武蔵野市下水道長寿命化計画</li> </ul> <p><b>VI 行・財政</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針</li> <li>・武蔵野市行財政改革アクションプラン</li> <li>・武蔵野市公共施設等総合管理計画</li> <li>・武蔵野市人材育成基本方針</li> <li>・第7次職員定数適正化計画</li> <li>・武蔵野市特定事業主行動計画</li> <li>・職員研修計画</li> <li>・武蔵野市第五次総合情報化基本計画</li> </ul>
---	--

## 《第六期長期計画市民会議》

市は、第六期長期計画策定委員会の設置に先立ち、公募市民10名からなる第六期長期計画市民会議（以下、「市民会議」という。）を設置した。市民会議は、平成30（2018）年6月から7月にかけて全4回にわたり開催され、第五期長期計画の各分野に関するグループ討議と、分野を横断した市政及び長期計画全般に関する全体討議が行われた。

各委員のさまざまな立場から出された多様な意見は、報告書にまとめられ、市長に答申されるとともに、策定委員会へ報告された。

報告書の主な内容は以下のとおり。全文は市ホームページに掲載している。

[http://www.city.musashino.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page/\\_001/020/783/siminnkaigi.pdf](http://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/020/783/siminnkaigi.pdf)

### 【市政及び長期計画全般に関する議論】

- (1) 市民によるコミュニティづくりや市政への参画機会の創出について
- (2) 住み続けられるまち・市民意識の醸成について
- (3) 世代間のバランスと予算執行について
- (4) 長期計画・市民会議のあり方について

### 【各分野に関する議論】

分野ごとに、「次の世代に向けたビジョン・ありたい姿」、「現状と課題」、「ビジョン・ありたい姿を実現するためには」というテーマ設定にそってグループ討議が行われた。なお、グループ討議においては市民会議委員のほかに、各分野において様々な活動をしている市民が、進捗と議論の補助を行うために「市民会議サポーター」として参加した。

### 【長期計画市民会議から策定委員会へ託したいこと】

長期計画市民会議から策定委員会へ託したいことについて、10名の市民会議委員それぞれのコメントが記されている。

なお、この市民会議から選出された2名が、策定委員会に公募市民委員として参加している。





## 《第六期長期計画無作為抽出市民ワークショップ》

多様な市民参加手法の一つとして、市政に参加する機会があまりない市民から広く意見を求めるために、無作為抽出市民ワークショップ（以下、ワークショップ）を開催した。市内に住民登録のある 18 歳以上の市民 1,000 名を無作為に抽出し、案内を送付して参加者を募集した。平成 30(2018)年 6 月 24 日、30 日の 2 日間に渡り、延べ 100 名が参加した。

今回のワークショップの特徴は、全体の進行及び各グループでの対話の進行を務める「市民ファシリテーター」を初めて導入した点である。市民ファシリテーターが参加者と同じ市民であり、職員等の市民以外が進行を担う場合と比べ、共感や共鳴が進み、参加者の意見が言いやすい雰囲気形成された。また、市民ファシリテーターによる全体進行によってワークショップの一体感が醸成され、「自らが住む武蔵野市の将来に関して、市民同士が一つのチームになって考え、市に提言する」といった形になり、市民参加が一步進んだ姿になったと考えられる。

報告書の主な内容は以下のとおり。全文は市ホームページに掲載している。

[http://www.city.musashino.lg.jp/shisei\\_joho/sesaku\\_keikaku/kihonkoso\\_chokikeikaku/1019180/1019333.html](http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/sesaku_keikaku/kihonkoso_chokikeikaku/1019180/1019333.html)

### 【ワークショップの内容】

#### ■ 1 日目

主な内容
ワーク「武蔵野市で暮らして関心があること」
事務局から武蔵野市や長期計画の概要説明
ワーク「武蔵野市で暮らして気になること」
ワーク「武蔵野市の 10 年後のありたい姿」
全体共有

#### ■ 2 日目

主な内容
テーマ選び 1 ターン目：各テーブルであみだくじ 2 ターン目：参加者の希望を募りグループ分け
ワーク「テーマごと現状と課題」
ワーク「ありたい姿を実現するためには」
全体共有

## ■ 2日目のテーマ一覧

(1日目に全体共有された意見をもとに、市民ファシリテーターによりテーマをまとめた)

テーマ	選択したグループ数	
	1ターン目	2ターン目
A：愛着がある・好きでいられる・武蔵野ブランド	—	—
B：スポーツの熱と文化・芸術の香り	—	2
C：安心な子育て／地域で子育て	1	1
D：柔軟な働き方とライフスタイル	—	1
E：世代や暮らしのちがいを越えた地域のつながり	2	1
F：マイノリティ(LGBT・外国人など)も混ざりあう日常	1	—
G：緑があふれる・鳥のさえずりが聞こえる自然環境	—	1
H：防災・防犯への地域の備え	—	—
I：学生・若い世代のアイデアの活用	—	—
J：便利で安全な交通網・素敵な景観	—	1
K：身近に参加できる行政・上手な情報発信	1	1
L：高齢者・障がい者への優しい福祉・医療	3	1
M：ハコモノの有効活用	1	—

### 【ワークショップを通じた意見のまとめ】

各グループ内で活発に意見交換が行われ、多様な意見が出された。また、お互いに意見を傾聴する中で参加者同士の発見があったとの感想が多く出された。

### 【参加者アンケート結果】

ワークショップについて、おおむね好意的に受け止められた。また、自由記載欄にも多くの意見が記載され、積極的に参加していただいたことがうかがえる。

### 【市民ファシリテーターについて】

市民ファシリテーターによる振り返りにおいても、今回の試みは、ファシリテーター自身にも、また市政にも良い影響があったのではないかとの感想が多かった。



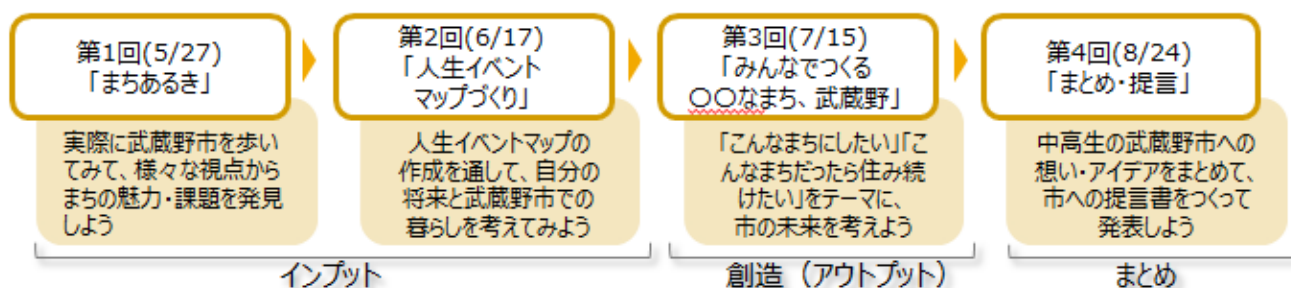
## 《中高生世代広場》

平成 29 (2017) 年度より、市の将来を担う中高生の意見を積極的に市政運営に反映するとともに、参加する中高生が学校外や地域の多世代とのつながりを持つことを目的とした、中高生世代広場事業を実施している。平成 30 (2018) 年度上半期は第六期長期計画策定に向けて、扱うテーマを「長期計画」とし、5月から8月までの期間で計4回の実行委員会を開催した。

### 【プログラム概要】

実行委員会では、市内在住・在学の中高生 (計 15 人) と、サポート役として参加する大学生 (計 10 人) が、体験型学習 (フィールドワーク) と対話 (ワークショップ) を通して、中高生が考える「理想のまち」について、想いやアイデアを練り上げながら、提言書として取りまとめた。

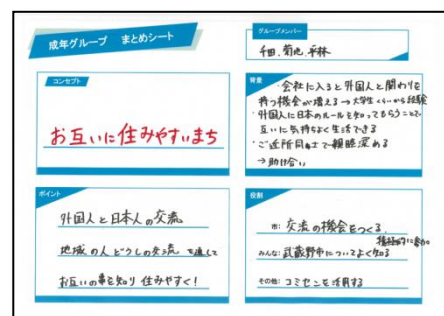
図 プログラム概要



### 【提言の内容】

提言は、(1)未成年・(2)成年・(3)シニアの3グループに分かれ、それぞれの世代で考えられる理想のまちについて、①コンセプト(テーマ)、②背景、③ポイント(理想のまちの要素)、④役割の4つの項目で、意見を出し合い提言書としてまとめた。

図 提言書 (まとめシート)



<発表時のコメント>

- (1) 未成年：コンセプトは「中高生の居場所がある街」。「何でもできる自由度の高い場所」「中高生だけの安心感がある場所」「気軽にいける場所」を増やしていきたい。
- (2) 成年：コンセプトは「お互いに住みやすいまち」。最近増えている外国人住民と日本人住民、ご近所同士など、お互いにとって住みよい街を目指していきたい。
- (3) シニア：コンセプトは「心身共に健康な町」。バスを増やしたり、高齢者が安く使えるタクシーを増やすことで、気軽に「外に出たい」と思える環境を整備することが大切。

## 【私の〇〇宣言】

提言のほかに、全4回の中高校生世代広場を通して「気が付いたこと」や、理想のまちを実現するために「自分自身がやってみたいこと」について、参加者の中高校生が「宣言」としてお互いに発表した。

〈「宣言」の内容〉

- ・「未成年グループ」を担当したが、子どもと言っても、乳児期から様々。「子ども」と一つにくくるのではなくて、それぞれに焦点を当てて考えることが大切だと思った。
- ・人生イベントマップについて、男女差が見えて面白かった。いろんな人生の選択があるのだと知れた。
- ・まちの中にどのような課題があるのか気づける人になりたい。

## 【大学生アドバイザー】

中高生世代広場は、全4回の実行委員会の構成や内容の検討、当日の司会進行まで大学生が主体となり事業を実施した。参加する中高生と年齢に近いこともあり、意見やアイデアを引き出すことができ、事業の目的である「学校外や地域の多世代とのつながり」という面でも大きな役割を担った。大学生が事業を通して考えた理想のまちについては、以下のような意見が出された。

〈大学生にとっての“ありたいまちの姿”〉

- ・子どもから高齢者まで様々な年代ごとに理想のまちを考えた時に、そのまちの姿や求められるニーズが異なっている。どの年代のニーズにも応えられるのが理想のまちの姿だと思った。
- ・今の「まち」のかたちが好きだし、素敵。この魅力をどう知ってもらうかに注力したい。



※報告書は市ホームページに掲載している。

[http://www.city.musashino.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/020/791/4siryou4.pdf](http://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/020/791/4siryou4.pdf)

## 《市民意識調査》

市は、第六期長期計画の策定にあたり、市政に対する市民の考え方を伺うため、「市民意識調査」を実施し、その速報版の集計結果を策定委員会へ報告した（最終の集計・分析結果は平成31年3月に公表予定）。以下に速報版の調査結果の一部を抜粋記載する。

【速報版】 [http://www.city.musashino.lg.jp/shisei\\_joho/public\\_comment/enquete/1022266.html](http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/public_comment/enquete/1022266.html)

### 1 調査の概要

- (1) 調査対象 本市に居住する満18歳以上の方 3,500名(住民基本台帳からの無作為抽出)
- (2) 調査方法 郵送配布一郵送・WEB回収併用・はがきによる督促を1回
- (3) 調査時期 平成30年7月19日(木)～8月13日(月)
- (4) 回収結果 43.0%(1,504件) 郵送回収:1,180件/WEB回収:324件
- (5) 調査内容 ①お住まいの地域のことについて ②市政に関する情報提供などについて  
③市の施策に対する満足度・重要度について ④自由意見欄

	全体(人)	男性(人)	女性(人)
18歳・19歳	17	8	9
20歳代	102	47	55
30歳代	214	75	138
40歳代	261	78	183
50歳代	253	113	140
60歳代	250	106	143
70歳代	228	109	117
80歳以上	160	57	101
(無回答)	19	1	0
合計	1,504	594	886

(注)性別で無回答が24人いるため、男女を足し合わせても全体の人数にはならない。

### 2 市の施策の満足度及び重要度

市の施策を24項目に分けて、満足度・重要度を調査した。(上位10項目)

#### ◆満足度順

順位	項目	満足度
1	上・下水道	73.1
2	ごみ	71.3
3	緑化・水辺空間	64.7
4	文化・学習・スポーツ	61.6
5	交通・道路	60.6
6	まちづくり・都市整備	53.5
7	健康づくり	53.2
8	生活環境	52.0
9	自転車対策	49.6
10	安全対策	44.3

#### ◆重要度順

順位	項目	重要度
1	災害対策	92.1
2	ごみ	91.4
3	安全対策	91.0
4	高齢者福祉	90.3
5	上・下水道	90.2
6	健康づくり	88.7
7	生活環境	88.5
8	地域活動・地域支援	88.4
9	交通・道路	87.8
10	障がい者福祉	87.5

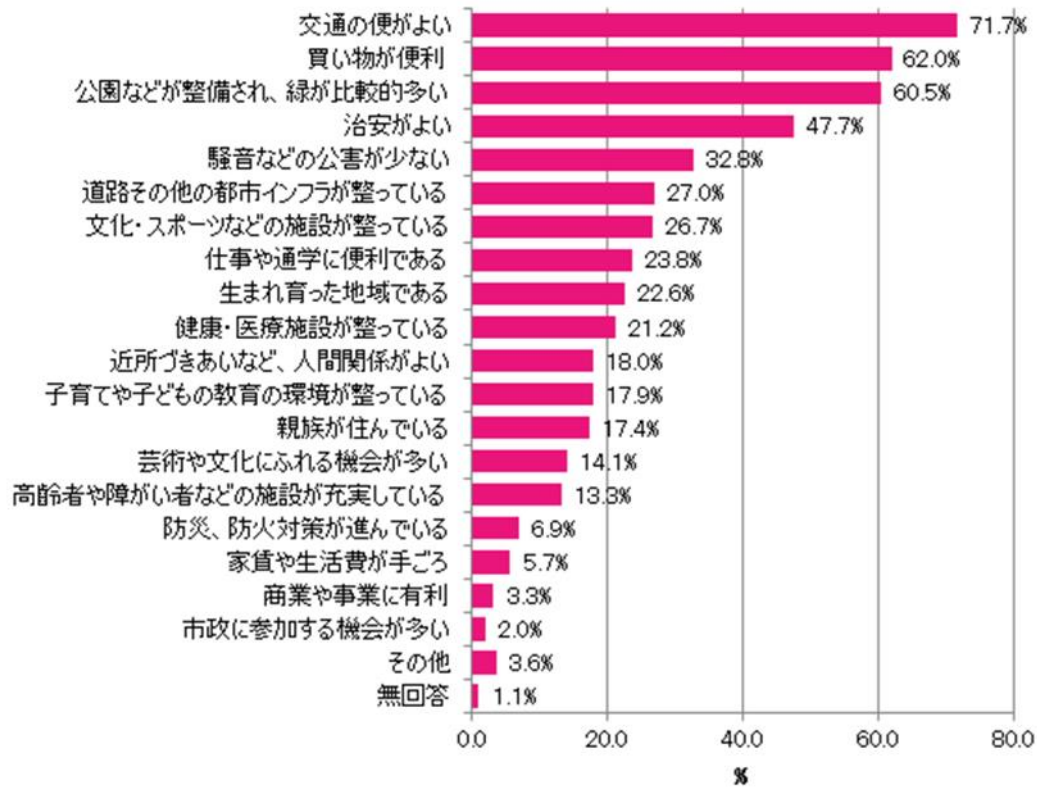
◎満足度・重要度の計算方法

『満足』＝「満足」＋「ある程度満足」

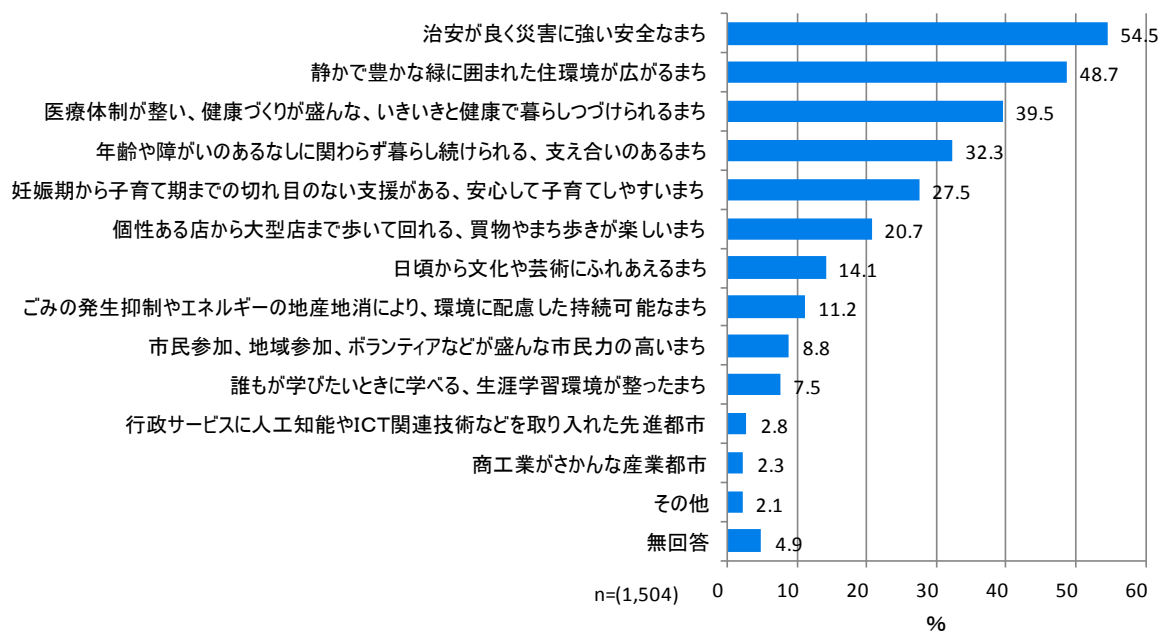
『重要』＝「重要」＋「ある程度重要」

### 3 定住意向(全体、居住地域別)

今後もお住まいの地域に住み続けたいか調査をおこなったところ、今後も武蔵野市に住み続けた  
い方は82.4%という結果であった。その主な理由は以下のとおりであった。



### 4 期待する武蔵野市の将来像(複数回答)



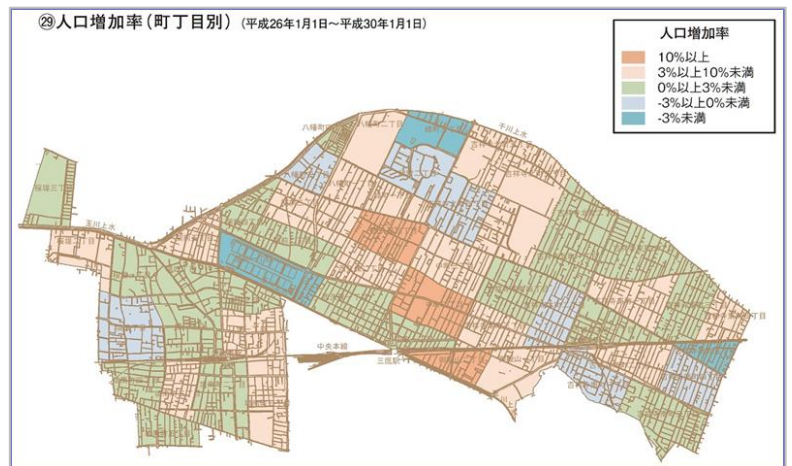
## 《武蔵野市地域生活環境指標》

武蔵野市地域生活環境指標は、武蔵野市の生活環境に関わる様々なデータを地図情報として視覚的に表現するとともに、市の基礎的な統計情報や近隣都市との比較をまとめた包括的なデータ集である。

第六期長期計画策定のための基礎資料として、また、市民・議員・市長・職員が共通に利用できる政策情報の資料として、平成30(2018)年9月に、平成30年版(2018年版)地域生活環境指標を発刊した。

地域生活環境指標は市ホームページに掲載しており、冊子は図書館等で閲覧できる他、市役所の市政資料コーナーで販売をしている。

- ・市HP [http://www.city.musashino.lg.jp/shisei\\_joho/musashino\\_profile/profile\\_shihyo/1020445/index.html](http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/musashino_profile/profile_shihyo/1020445/index.html)
- ・閲覧 各図書館、市政資料コーナー、各市政センター、市民会館、各コミュニティセンター
- ・販売 市政資料コーナー（市役所西棟7階） 1冊1,000円



# 《用語説明》

(五十音順)

頁	用語	ふりがな	説明
<b>あ行</b>			
5,21,22,23,27	ICT	あいしーていー	「Information and Communication Technology」の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、コンピュータ、タブレット端末、プロジェクタ、電子情報ボード、実物投影機、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等のハードウェアや、ネットワーク、映像資料等のソフトウェア等を指す。
7,31	RPA	あーるぴーえー	「Robotic Process Automation(ロボティック・プロセス・オートメーション)」の略。人間が行うキーボードやマウス等の定型的なパソコン操作を自動化する技術。
27	アダプト制度	あだぶとせいど	地域住民・企業と行政が協働で進める清掃等を中心としたまちの美化活動等を行う制度。
28	新たな住宅セーフティネット制度	あらたなじゅうたくせーふていねつとせいど	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的として創設された制度。主な内容は、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修・入居への経済的支援(バリアフリー化や間取り変更等)、住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援(不動産業者や自治体が入居支援を行う)
24	アンテナショップ麦わら帽子	あんてなしょっぷむぎわらぼうし	9つの友好都市と武蔵野市の物産品販売や友好都市の観光情報等を発信しているアンテナショップ。平成13(2001)年10月吉祥寺中道通り商店街にオープン。
4,18	いきいきサロン	いきいきさろん	地域住民団体やNPO法人、民間事業者等が概ね65歳以上の高齢者を対象に、5名以上、週1回以上集まる通いの場で、介護予防、認知症予防のプログラムを含む活動(2時間程度)に対し、市がその団体等へ補助・支援を行うことで、高齢者の社会的孤立感の解消、心身の健康維持、要介護状態の予防、住み慣れた地域での在宅生活の継続支援を図ることを目的とする事業。平成28(2016)年7月開始。
22	インクルーシブ教育	いんくるーしぶきょういく	障害者の権利に関する条約(日本は平成26(2014)年に批准)の第24条に書かれている理念で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。「合理的配慮」については、障害者差別解消法(平成28(2016)年施行)により、障害者から意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障害者の社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をしなければならないとされている。
24	インバウンド	いんばうんど	外国人が訪れてくる旅行のこと。または外国から訪れる旅行者のこと。
6	雨水貯留施設	うすいちよりゅうしせつ	貯留管、貯留池、貯留タンクなど、雨水を一時的に貯めることにより、雨水が川や水路に流出するのを抑制する施設。
7,31	AI	えーあい	「Artificial Intelligence(人工知能)」の略。推論・判断等の知的な機能を人工的に実現するための研究。また、これらの機能を備えたコンピュータシステム。データベースを自動的に構築したり誤った知識を訂正したりする学習機能を持つものもある。膨大な量のデータ分析や業務効率化等に活用する事例が増えてきている。
31	エキスパート(長期的専任職)	えきすぱーと(ちょうきてきせんにんしよく)	武蔵野市では平成26(2014)年度にゼネラリスト(総合職)とエキスパート(長期的専任職)を選択できる複線型人事制度を導入した。エキスパートとは、特定の分野・部門で業務に精通・習熟し、長期的にその分野・部門で専門的スタッフとして、業務の企画及び運営に当たる職。福祉・税務・債権管理の3分野。一般事務職の係長・課長補佐級が対象。
4,5,25	エコプラザ(仮称)	えこぷらざ(かしょう)	ごみ、資源エネルギー、緑・水循環、生物多様性等、多様な環境啓発と環境に関するネットワークの拠点施設として、平成32(2020)年11月の開設を目指している。旧武蔵野クリーンセンターの一部を再利用して、「みんなでつくろう!子どもたちに未来をつなぐエコプラザ」をコンセプトに、環境に配慮した行動を市内全域に促す目的で整備する。
16,30	SNS	えすえぬえす	「Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略。インターネット上の会員制サービスの一種。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供する。個人に限らず企業や自治体の情報発信の手段としても広まっている。
7	SDGs	えすでいじーず	「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、貧困や不平等、格差、気候変動など、様々な問題を根本的に解決し、世界中のすべての人が将来にわたってより良い生活を送ることができるようにするための17の国際目標。



頁	用語	ふりがな	説明
5	エネルギー地産地消	えねるぎーちさんちしょう	その地域の需要に合ったエネルギーを地域独自に生産し、その地域で消費すること。地域でエネルギーを生産することによる経済の活性化や再生可能エネルギー利用による二酸化炭素の排出削減等、環境負荷の軽減が期待される。
26	エリアマネジメント	えりあまねじめんと	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、市民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。
22	LGBT	えるじーびーていー	性的マイノリティの総称の一つ。レズビアン(L、女性の同性愛)、ゲイ(G、男性の同性愛)、バイセクシュアル(B、両性愛)、トランスジェンダー(T、こころと出生時の性が一致しない人)の略称であり、性的マイノリティの多様なあり方を表す概念。より多様であることを示すため LGBTQ+ 等と表すこともある。
18	オールライフステージ	おーるらいふすてーじ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、そのすべての段階のこと。全年齢、全世代。
<b>か行</b>			
28	外郭環状線の2	がいかくかんじょうせんのに	東京外郭環状道路(外環)は、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。その外環とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として昭和41(1966)年に都市計画決定した地上部の街路を外郭環状線の2という。
5,20	学童クラブ	がくどうくらぶ	保護者が就労等により、昼間家庭にいない場合に、児童の安全確保と健全育成を図る事業。本市では、各市立小学校区域を単位として全12ヶ所の市立学童クラブを設置している。厚生労働省では、放課後児童健全育成事業と呼んでいる。本市では、子どもたちの放課後対策充実施策の一つとして行っている自由来所型の放課後等の安全な居場所「あそべえ」事業と学童クラブ事業の連携強化により、平成29年4月から、「地域子ども館事業」として運営を(公財)武蔵野市子ども協会に委託している。
24	観光ガイド	かんこうかいど	本市における観光ガイドは、市内のまち歩きイベントなどで来街者に観光情報を提供する市民ボランティアを指す。
28	吉祥寺グランドデザイン	きちじょうじぐらんどでざいん	吉祥寺の中長期を展望したまちづくりの方針を示し、行政のみならず、市民やNPO、地元事業者等、まちづくりに係る多様な主体による取り組みの共通指針となることを目的として策定した計画。策定から10年が経過することから、平成31(2019)年度を目途に改定を進めている。
22	教育支援センター	きょういくしえんせんたー	乳幼児から思春期の子どもに関する様々な相談に応じる施設。来所、電話に加え、小中学校への臨床心理士(相談員)の派遣も行う。現在、大野田小学校内に設置しており、不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室(チャレンジルーム)を併設する一方、帰国・外国人教育相談室については第四中学校内に分離して設置している。
22	教育センター構想	きょういくせんたーこうそう	現在の教育推進室を発展させた、教員に対する研修・相談機能、新たな教育課題に向けての調査・研究機能、優れた教材等教育に関する情報の収集・発信機能、地域の教育力を活用するためのネットワーク・コーディネート機能等と、現在の教育支援センターの機能を「教育センター」として同一の機関とする構想。平成25(2013)年3月の武蔵野市教育センター(仮称)検討委員会の報告に基づき、第五期長期計画・調整計画で位置づけられ、検討が進められている。
24	緊急輸送道路沿道建築物	きんきゅうゆそうどうろえんどうけんちくぶつ	新耐震基準(昭和56(1981)年6月1日施行)導入以前に建築されたもので、緊急輸送道路に接するもののうち、高さがおおむね道路幅員の1/2以上の建築物のこと。なお、緊急輸送道路とは、地震直後から発生する緊急輸送などを円滑に行うための道路として、東京都地域防災計画に位置付けられた高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路のこと。本市では、井ノ頭通り、三鷹通り、中央通り(一部)、五日市街道(一部)が該当している。
28,29	区画道路	くかくどうろ	幹線道路など一定程度の幅員を持つ道路間を接続するための道路で、道路ネットワークの補完や個々の宅地間の通行のために利用される道路。
31	クラウド	くらうど	クラウド(cloud)とは直訳で「雲」を意味し、情報通信分野では「クラウドコンピューティング」の略称として、データやアプリケーション等をネットワーク経由で利用する仕組みを指す。自治体で導入されるクラウドは、自治体クラウドとも呼ばれ、住民基本台帳・税務・福祉等の情報システムやデータを、庁舎内でなく外部のデータセンターで管理・運用し、通信回線を経由して複数の自治体で共同利用する取り組みを指す。経費の削減、セキュリティ水準の向上、被災時の業務継続などの効果が見込まれている。

頁	用語	ふりがな	説明
19	ケアマネジャーガイドライン	けあまねじゃーがいでらいいん	本市が実施している利用者本位の居宅介護支援(ケアマネジメント)の理念や具体的な実践方法を解説したガイドブック。市町村レベルでは全国初となる平成13(2001)年3月に初版を発行し、以降も改訂を重ね現在は第4版となっている。ケアマネジャーに対し本市独自施策、周辺施策及びインフォーマル(制度に基づかない)なサービス等に関する情報提供を行うことを通じて、介護保険サービスとともに、これらも加味したケアマネジメントが実践されることを目的としている。なお、初めて市内で居宅介護支援を行うケアマネマネジャーの研修時のテキストにも活用している。
6.27	景観ガイドライン	けいかんがいでらいいん	景観まちづくりの具体的な方針を示し、市民等、開発等事業者、武蔵野市などのまちづくりに取り組むそれぞれの主体が景観への意識を高め、さらなる魅力あるまちづくりを進めるためのガイドライン。平成29(2017)年4月策定。
11	経常収支比率	けいじょうしゅうしひりつ	財政構造の弾力性を示す指標。毎年経常的に発生する人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に対し、市税等の一般財源がどのくらい使われているかを表す。70~80%が望ましく、90%を超えると財政が硬直化し、新たな行政サービスへの対応が困難になるとされている。
28	検討のプロセス	けんとうのぶろせす	東京都作成「外環の地上部の街路について 検討の進め方」に記載のある「検討のプロセス」のこと。 東京外郭環状道路が高架方式から地下方式に変更されたことを踏まえ、外環の2の必要性やあり方などについて、広く意見を聞きながら検討を進め、都市計画に関する都の方針を取りまとめるプロセス。
18	権利擁護	けんりようご	本市では、生活不安を感じている高齢者、身体障害者や、判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい軽度の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行っている。
5	公共施設等総合管理計画	こうきょうしせつとうそうごうかんりけいかく	少子高齢化の進行に伴い、税収の増加が見込めないこと、社会保障関連費が増加することなど、将来の財政状況が厳しいことが予測される中、これまで整備してきた公共施設・都市基盤施設の多くが更新時期を迎えるにあたり、計画的な整備・更新を行うため、すべての公共施設・都市基盤施設を俯瞰する基本的な方針を定めた計画。平成29(2017)年2月に策定。
6	合流式下水道	ごうりゅうしきげすいどう	雨水と汚水を同一の管で集水し、処理する方法。他に汚水と雨水を別々の管で処理する分流式がある。合流式は、設置コストが割安である反面、雨天時には大量の雨水が流れ込み、未処理の下水がそのまま河川へ放流されてしまう問題がある。本市の下水道は、9割が合流式下水道で整備されている。
18	心のバリアフリー	こころのばりあふりー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
20	子育て支援ネットワーク	こそだてしえんねつとわーく	児童福祉法第25条の2の「要保護児童対策地域協議会」にあたる。本市においては、武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例に基づき設置される。守秘義務の課せられたネットワークの構築で、各機関より多くの情報を集め、援助している家庭の状況や問題点を明確にし、より有効な支援につなげている。
20	子育て世代を包括的に支援する体制	こそだてせだいをほうかつてきにしえんするたいせい	国では「子育て世代包括支援センター」という名称で、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を指す。母子保健法の改正により、平成29(2017)年4月から市区町村に設置することが努力義務とされ、閣議決定により平成32(2020)年度末までに全国展開を目指すこととされている。ワンストップ相談窓口において、妊産婦や子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供・相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるようにきめ細かく支援を行うほか、地域の関係機関とネットワークを構築し、必要に応じて社会資源の開発を行う。センターは、原則全ての妊産婦(産婦:産後1年以内)、乳幼児(就学前)とその保護者を対象とすることを基本とするが、対象年齢については地域の実情に応じて柔軟に運用することとされており、本市においては18歳までの子どもとその保護者を対象とする。
25	ごみ発電	ごみはつでん	ごみ焼却により発生する熱を用いてボイラーで高温・高圧の蒸気をつくり、その蒸気でタービンを利用して発電すること。バイオマス発電によるクリーンな電力である。本市ではクリーンセンターで発電した電力を同施設及び周辺公共施設(市役所、総合体育館、緑町コミュニティセンター)に提供している。
22	コミュニティ構想	こみゆにていこうそう	武蔵野市第一期長期計画の策定時(昭和46(1971)年)に取りまとめられた、市民の市政参加とコミュニティについての考え方を示す構想。市政の課題を解決するために、行政が、市民の市政参加の仕組みをつくることと、市民参加の過程において、市民自身が地域生活の基礎単位を生み出していくことを目指す。

頁	用語	ふりがな	説明
5	コミュニティ未来塾むさしの	こみゆにていみらいじゅくむさしの	「武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会」の提言を受け、土台づくりの一環として実施している「学び」の場。地域の課題を捉える力や協議の場を運営する力などを身につけることを目的としている。
5,22	これからのコミュニティ	これからのこみゆにてい	平成26(2014)年11月に、「武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会」の提言(～未来を担う「これからのコミュニティ」を目指して～)にまとめられた考え方。提言には、コミュニティの現状と課題、「これからのコミュニティ」のイメージ、行政の役割等についてが示されている。
15	コンテンツ産業	こんてんつさんぎょう	映画、アニメ、ゲーム、書籍、音楽等の制作・流通を担う産業の総称。

## さ行

31	財政援助出資団体	ざいせいえんじよしゅつしだんたい	武蔵野市において、市が出資等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体、または、市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体のこと。 <b>■出資団体(10団体)</b> 一般財団法人 武蔵野市開発公社 武蔵野市土地開発公社 公益財団法人 武蔵野市福祉公社 公益財団法人 武蔵野文化事業団 公益財団法人 武蔵野健康づくり事業団 公益財団法人 武蔵野生涯学習振興事業団 公益財団法人 武蔵野市国際交流協会 公益財団法人 武蔵野市子ども協会 一般財団法人 武蔵野市給食・食育振興財団 有限会社 武蔵野交流センター <b>■援助団体(5団体)</b> 公益社団法人 武蔵野市シルバー人材センター 社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会 社会福祉法人 武蔵野 武蔵野市民防災協会 株式会社 エフエムむさしの
9	財政力指数	ざいせいりよくしずう	財政基盤の強さや余裕度を示す指標。指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が高い団体であり、1を超えている自治体は普通交付税の交付対象外となる。
5	自主防災組織	じしゅぼうさいそしき	地震被害等を軽減するため、震災時に地域の防災活動の中核組織として初期消火や救出・救護などの活動に地域で取り組む組織のこと。
3,4,6,29	自治基本条例	じちきほんじょうれい	一般的には、地域課題への対応やまちづくりなど市政運営全般について誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくのかを明文化した自治体運営の基本ルールと定義される。本市においては、平成28(2016)年11月に学識経験者、市民公募委員、市議会議員、副市長で構成される「自治基本条例(仮称)に関する懇談会」を設置し、条例の骨子案(条例に盛り込むべき内容をまとめたもの)について検討を行ってきた。平成30(2018)年10月に条例の骨子案が市長に報告された。
7	自治体戦略2040	じちたいせんりやくにせんよんじゅう	総務省が平成29(2017)年10月に設置した「自治体戦略2040構想研究会」により平成30(2018)年7月に取りまとめられた最終報告(第二次報告)。2040年ごろの地方自治体の行政課題を整理し対策を提起している。
24,30	シティプロモーション	していぷろもーしょん	シティプロモーションには地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれ、自治体によってもその目的や捉え方は異なり、多様であるが、一般的には、地域住民の愛着度の形成、地域の売り込みや自治体名の知名度の向上など、自らの地域のイメージを高め、経営資源の獲得を目指すための一連の活動のことをいう。
20	児童発達支援センター	じどうはったつしえんせんたー	障害児やその家族からの相談に応じるほか、児童発達支援事業等の事業所や障害児を受け入れている保育所等への専門的な支援の実施、人材育成や地域住民が障害児者に対する理解を深めるための活動を行うなど、当該地域における障害児支援の中核を担う施設。 児童福祉法の児童福祉施設として位置づけられ、武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画において、みどりのこども館の「地域療育相談室ハビット」について、児童発達支援センター化に向けた検討を行うこととしている。
4,18	シニア支え合いポイント制度	しにあささえあいぽいんとせいど	65歳以上の方が、シニア支え合いサポーターとして指定のボランティア活動に参加した場合にポイントを付与し、年度ごとの獲得ポイントに応じて、寄付やギフト券等を還元する制度。なお、シニア支え合いサポーターの登録には、説明会兼研修会へ参加することが必要となる。平成28(2016)年10月開始。

頁	用語	ふりがな	説明
28	住宅確保要配慮者	じゅうたくかくほ ようはいりよしゃ	低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者(外国人や大規模災害の被災者)、都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者(東京都では海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者等を定めている)。
26	集団回収制度	しゅうだんかい しゅうせいど	自治会や子ども会などの地域団体と回収事業者の契約により、資源物を回収する方法で、行政収集を補完する制度。団体には自治体から補助金や回収奨励金が交付されている。本市においては、市域を網羅する自治会組織が無いことから、全市的な取り組みに成り難い特性がある。
24,31	受援計画	じゅえんけいかく	大規模災害発生時に、主に全国の自治体や関係機関等からの物資や人員等の支援を円滑に受け入れ、効率的・効果的に活用することを目指し、事前に手順やルール、体制等を定めておく計画のこと。
21	小中連携教育研究協力校	しょうちゅうれん けいきょういく けんきゅうきょうり くこう	小中連携教育の研究のため、平成29(2017)～30(2018)年度に協力校として指定された学校のこと。市立小中学校18校のうち11校が対象になった。研究の内容としては、武蔵野市民科、学級・教科担任と学習指導員によるチーム・ティーチング、一部教科担任制、小中特別支援学級の合同実践、小中学校員の相互乗り入れ授業についてなどが挙げられる。
26	食品ロス	しょくひんロス	本来食べられるのに捨てられてしまっている食品のこと。国内では年間に646万t(平成27年推計)発生している。これを一人あたりに直すと51kg/年となり、米の消費量(54kg/年)に匹敵する。また、食品ロスはその約45%が家庭から排出されていることから、市民一人ひとりの取り組みが重要となっている。
7,23	人生100年時代	じんせいひやくね んじだい	長寿化により、100歳まで人生が続くのが当たり前となる時代のことを、英国のリンダ・グラットン氏が長寿時代の生き方を説いた著書『LIFE SHIFT(ライフ・シフト)』で提言した言葉。 平成29(2017)年に政府により「人生100年時代構想会議」が設置され、同年12月に中間報告が、平成30(2018)年6月には「人づくり革命 基本構想」が取りまとめられた。
26	森林環境譲与税	しんりんかんきょう じょうよぜい	森林整備による温室効果ガスの削減や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点で新たに創設された国の譲与税。市町村が行う森林整備のための間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進・普及啓発等や都道府県が行う森林整備のための支援等の費用として、平成31(2019)年度より地方の固有財源として都道府県及び市町村に国から譲与される。 同時に創設される国税の森林環境税(市町村が個人住民税から賦課徴収)が財源となる。
5,22	スクールソーシャルワーカー	すくーるそーしゃ るわーかー	個々の子どもたちへの直接的な支援をするとともに、日常生活を営むうえで生じる様々な問題について、学校、家庭、関係機関と連携しながら解決に向けて支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職。
30	スケルトン・インフィル	すけるとんいん ふいる	建物のスケルトン(柱・梁・床等の構造躯体)とインフィル(内装・設備等)とを分離した工法。内部の間仕切り、設備部分は自由に変更可能であり、将来の用途変更が可能となる。
27	ストックマネジメント	すとつくまねじめ んと	一般的には、既存施設を効率的・効果的に活用するための体系的な手法のこと。 本市の下水道総合計画(2018)においては、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握・評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することと定義している。
4	スマートシティ	すまーとしてい	一般的には、都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)が行われ、全体最適が図られる持続可能な都市または地区のこと。 本市における「スマートシティ」は、武蔵野市第四期環境基本計画において「環境に係る様々な要素、市民・市民団体・事業者・行政(市)等の多様な情報・経験価値観等をネットワーク化することにより、新たな交流・連携・活動を生み出しながら、本市らしい環境都市を主体的に創りだしていく姿」とし、目指すべき将来像として位置づけている。
23	生産緑地	せいさんりょくち	生産緑地法で定められた要件を満たし、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした都市計画の制度で、30年間の農地転用等の行為制限を受け一方で、固定資産税等について税制上の優遇措置(農地課税)を受けられる。

頁	用語	ふりがな	説明
20	青少年問題協議会 地区委員会	せいしょうねんも んだいきょうぎか いちくいんかい	青少年問題協議会(略称:青少協)は、地方青少年問題協議会法及び市の条例に基づき市長の附属機関として設置され、青少年施策について調査・審議し、市長や関係行政機関に意見を述べる機関。青少年に関わる関係行政機関、地域団体等で構成され、定例会議は年4回開催している。地区委員会は、その協議会のもとに市立小学校の12の学区ごとに設置されている組織で、むさしのジャンボリー、美化活動、地域パトロール、おまつり、運動会など青少年の健全育成のための様々な活動を行っている。
18	成年後見制度	せいねんこうけ んせいど	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分で、契約などの法律行為における意思決定が難しい人の保護、支援をするための制度。
25	生物多様性	せいぶつたよう せい	生物多様性とは「すべての生物の間にある豊かな個性とそのつながりのこと」であり、生物多様性条約では「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つのレベルでの多様性があるとしている。
21	0123施設	ぜろいちにさんし せつ	0歳から3歳児までの乳幼児とその親を対象に、親子でいつでも自由に来館し、楽しく遊び、子育てについて学びあう施設。自由な遊びを通して子どもの発達を促進するほか、親同士の交流・学習を目的とした講座や催し、子育てについての相談・情報提供などの子育て支援を行っている。「0123 吉祥寺」と「0123 はらっぱ」の2施設がある。(公財)武蔵野市子ども協会によって管理運営されている。
22	SOGI	そじ(そぎ)	どのような性を好きになる／ならないかという「Sexual Orientation(性的指向)」と、自身の性をどのように考えるかという「Gender Identity(性自認)」の略称。性的マイノリティだけでなく、あらゆる人の性を構成する要素や特徴を表す概念。
<b>た行</b>			
28	対応の方針	たいおうのほうし ん	国土交通省、東京都作成「東京外かく環状道路(関越道～東名高速) 対応の方針」のこと。 東京外かく環状道路について国と都が地域から広く意見を聞き、地域ごとに整理した課題に対し、いつ、誰が、どのように対応するかという方針を取りまとめたもの。
15,24	体感治安	たいかんちあん	統計に表されたものではなく、人々が日常生活の中で感覚的・主観的に感じている治安の状況のこと。定量的に統計上の客観的な数字(犯罪認知件数や検挙率など)で表される治安である「指数治安」とは異なる。
27	第四次事業化計画	だいにじじぎょう かけいかく	都市計画道路を計画的、効率的に整備するために東京都と特別区及び26市2町が連携・協働で検討を進め、平成28(2016)年度から平成37(2025)年度までの10年間で優先的に整備すべき路線を定めた計画。
5,22	地域コーディネーター	ちいきこーでい ねーたー	学校と地域とが一体となった教育を推進するため、学校と地域を結び窓口役として、全市立小中学校(小学校12校・中学校6校)に各校1名(全18名)ずつ配置した人材。学校からの「地域の力を借りて授業を行いたい」といった依頼に対し、支援する地域人材(ボランティア)のコーディネートや連絡調整などを、PTAや開かれた学校づくり協議会、青少年問題協議会などと協力しながら行う。
5	地域子ども館あそべえ	ちいきこどもかん あそべえ	保護者を含めた地域社会全体で子どもを育てるという考え方にに基づき、小学生の放課後を充実させるための施策の1つとして、学校の教室、校庭、図書室を利用した解放事業を行っている。早期、放課後、土曜日、学校長期休業中の開放によって、小学生の安全な居場所を提供し、異年齢児童の交流を図っている。
21	地域スポーツクラブ	ちいきすぽーつく らぶ	地域の施設を活動拠点として、地域住民自らが主体となって運営するスポーツクラブ。クラブの運営方針により幅広い世代の参加及び文化活動を含む多様なプログラムの実施が可能である。
4,5	地域フォーラム	ちいきふおーら む	これからの地域コミュニティ検討委員会で提言された内容の一つ。「これからのコミュニティ」を構成するコミュニティ協議会や多様な活動団体、個人々人、さらには行政も参加し、地域で解決すべき課題について共有し、問題解決の端緒を築いていく場であり、「これからのコミュニティ」が全体として活動していけることを目指す。
18	地域包括ケアシステム	ちいきほうかつ けあしずてむ	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするための地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向けて各地域で取り組みが進められている。本市では、こうした包括的な支援・サービス提供体制の構築にあたり、地域の様々な主体が関わるといった特徴を踏まえ、「武蔵野市における2025年へ向けたまちぐるみの支え合いの仕組みづくり」と言い換えている。

頁	用語	ふりがな	説明
4,19	地域包括ケア人材育成センター	ちいきほうかつけあじんざいいくせいせんたー	人材の発掘・養成、質の向上、相談受付や情報提供までを一体的に行い、専門職や地域の担い手も含めた福祉人材の育成と確保の総合的な支援などを実施する。運営は公益財団法人武蔵野市福祉公社に委託し、平成30(2018)年12月に開設した。
31	データセンター	でーたせんたー	コンピューター(メインフレーム、ミニコンピューター、サーバー等)やデータ通信装置等を設置・運用することに特化した施設の総称。
18	テンミリオンハウス	てんみりおんはうす	地域の実情に応じた市民等の「共助」の取り組みに対し、武蔵野市が年間1,000万(ten-million)円を上限とした運営費補助などの活動支援を行う。現在、市内に8か所開設されている。
27	道路協力団体	どうろきょうりよくだんたい	道路空間を利活用する民間団体を道路協力団体として指定し、道路協力団体と道路管理者が連携して道路の管理の一層の充実を図る目的で、平成28(2016)年度の道路法改正により創設した制度。
15,24	特殊詐欺	とくしゅさぎ	不特定の方に対して、対面することなく、電話、FAX、電子メール等を使って行う詐欺のことで、オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺等の「振り込め詐欺」と金融商品等取引、ギャンブル必勝状況提供、異性との交際あっせん等の「振り込め類似詐欺」に分けられる。
23	特定生産緑地	とくていせいさんりよくち	特定生産緑地制度は、所有者等が自らの意思により、現在の生産緑地の指定告示から30年を迎える前に買取申出の開始時期を10年延長する制度。延長しない場合は税制上の優遇措置がなくなり、固定資産税等が段階的に宅地並み課税となる。
27,28	都市計画道路	としけいかくどうろ	都市計画法において定められる都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類がある。
1	都市計画マスタープラン	としけいかくますたーぷらん	都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。本市においては、都市計画とまちづくりを進めていくために、市と市民が共有するビジョンを示す計画としており、およそ20年後の姿を描きながら概ね10年ごとに改定を行っている。
28	都市高速道路外郭環状線	としこうそくどうろがいかくかんじょうせん	都市高速外郭環状道路(東京外郭環状道路)は、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間の約16kmについては、構造形式を嵩上(高架)式から地下式へ都市計画変更している。(平成19(2007)年4月6日告示)
<b>な行</b>			
30	内部統制制度	ないぶとうせいせいど	地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保すること。
31	ナレッジマネジメント	なれつじまねじめんと	個人が有する知識、情報を組織やグループ全体で共有して、有効に活用するとともに、自身の知識を補ったり、相乗的に効果を挙げようとする仕組みのこと。
24	日本武蔵野センター	にほんむさしのせんたー	友好都市であるルーマニア・ブラショフ市と武蔵野市の交流拠点としてブラショフ市内に設置された。両市の友好親善、国際交流・日本文化の発信を幅広く推進している。平成10(1998)年創立。
<b>は行</b>			
22	パートナーシップ証明書	ぱーとなーしっぷしようめいしよ	同性カップルが、結婚に相当する関係であることを認める証明書。 ※事実婚の異性カップルにも認めようとする動きがある。
31	BCP	びーしーぴー	「Business Continuity Plan(事業継続計画)」の略。災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。
5	避難所運営組織	ひなんじょうんえいそしき	災害時に市の職員等と連携し、避難所の開設・運営を行う地域住民による団体。
21	開かれた学校づくり協議会	ひらかれたがっこうづくりきょうぎかい	学習指導や学校行事、教育活動、児童・生徒への指導、学校と家庭・地域の連携など学校運営に関して、広く意見を求め、地域社会に開かれた特色ある学校づくりを進めるため、全市立小中学校に設置された協議会。委員は地域、保護者、関係団体等の代表から成り、年4回程度、校長の招集により開催。

頁	用語	ふりがな	説明
26	二俣尾・武蔵野市民の森	ふたまたお・むさしのしみんのもり	森林の恩恵を受けている都市部の責任として、水源林でもある森林を荒廃から守り、健全に育成するとともに、市民が自然とふれあい、地域の相互交流が図れるよう、武蔵野市、(公財)東京都農林水産振興財団、山林所有者とで協定をむすび、青梅市二俣尾において啓発活動と森林整備に取り組んでいる。
6.28.29	補助幹線道路	ほじょかんせんどうろ	一般的には、幹線道路と区画道路とを連絡し、これらの道路の交通を集散させる機能をもつ道路で、住宅地では近隣住区内に目的をもつ人々が、日常生活に利用する道路のうち、幹線的な道路をいう。この討議要綱では、三鷹駅北口地区補助幹線道路(三鷹駅北口に位置する三鷹通りと中町新道間をつなぐ道路)のことを指している。駅周辺地域の土地利用の促進及び駅前広場内への通過交通の流入抑制を目的として、平成7(1995)年に道路区域決定・変更が行われた。
<b>ま行</b>			
6	まちづくり条例	まちづくりじょうれい	本市のまちづくりにあたっての基本的な考え方、都市計画等の決定等における市民参加の手続、開発事業等に関わる手続及び基準等を定めた条例。市民等、開発事業者及び市が協力し、かつ計画的にまちづくりを行い、快適で豊かな都市環境を形成することを目的としている。
25	水循環	みずじゆんかん	水が、蒸発、降下、流下または浸透により、海域等に至る過程で、地表水または地下水として河川の流域を中心に循環すること。
6.28	三鷹駅北口街づくりビジョン	みたかえきたびぢまちづくりびじょん	補助幹線道路の整備により、三鷹駅北口の交通環境が大きな変化を迎える概ね10年後の街の方向性と目指すべき街の姿を描き、その実現に向けた取り組みを示している。平成29(2017)年5月策定。
26	緑と水のネットワーク	みどりとみずのねとわーく	本市が「緑の基本計画」に基づき推進している取り組み。緑と水辺を点・線・面でつなげていくことで、生物の生息と移動を可能とするネットワークやレクリエーションネットワーク、災害時の避難路、良好な都市景観要素など、緑と水辺の機能の向上を目指している。
20	みどりのこども館	みどりのこどもかん	心身の発達に気がかりなところがあるお子さんとその親への相談・支援をする「地域療育相談室ハビット」、通園施設「こども発達支援室ウイズ」が連携をとりながら、乳幼児期を中心に一貫した発達支援を行っている施設。また、地域開放型施設として、おもちゃを通して親子でのびのび遊ぶ場「おもちゃのぐるりん」を併設している。
27	ムーバス	むーばす	本市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消することと、高齢者などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されている「コミュニティバス」の愛称。運賃を100円の均一料金にし、高齢者の歩行距離を考慮した200m平均の短いバス停間隔、住宅街の狭い道路に対応した小型バスなど、利用しやすさ、使いやすさに配慮している。平成7(1995)年に運行開始。
21	武蔵野市民科	むさしのしみんか	本市で進めてきた「市民性を高める教育」をさらに充実・発展させるために、「自立」「協働」「社会参画」の視点から、総合的な学習の時間、「特別の教科 道徳」、特別活動、各教科等の内容を教科横断的に組み合わせた単元を編成し、「武蔵野市民科」として実施する。小学校5年生～中学校3年生が対象。平成29(2017)年度より検討を始め、モデルカリキュラムを作成した。今後、各学校で単元指導計画を作成した後、平成33(2021)年度以降実施する予定。
4.23	武蔵野ふるさと歴史館	むさしのふるさとれきしかん	文化財の保護普及を行い、旧石器・縄文時代の石器・土器から、近世、近現代に至る様々な歴史資料を収集、収蔵、研究、公開し、武蔵野の歴史と文化を学ぶことができる博物館と、歴史公文書等の選別、収蔵、公開を行う公文書館の役割を併せ持った施設。博学連携事業に取り組み、市内の小中学校との教育連携を行っている。平成26(2014)年12月開館。
<b>ら行</b>			
23	レガシー	れがしー	レガシー(legacy)とは本来、過去に築かれた、精神的・物理的遺産の意であるが、この討議要綱においては、オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により開催都市や開催国が、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的恩恵のことを指している。
18	レモンキャブ	れもんきゃぶ	バスやタクシー等の公共交通機関の単独での利用が困難な高齢者や障害者(要介護者や障害者手帳取得者等)の外出を支援するための移送サービス。商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車(レモンキャブ)を運転し、ドア・ツー・ドアのサービスを提供している。

## — 第六期長期計画策定委員会委員 —

- |        |                        |
|--------|------------------------|
| ◎小林 真理 | 東京大学大学院人文社会系研究科 教授     |
| ○渡邊 大輔 | 成蹊大学文学部現代社会学科 准教授      |
| 大上 由紀子 | 公募市民委員                 |
| 岡部 徹   | 東京大学生産技術研究所 教授         |
| 久留 善武  | 一般社団法人シルバーサービス振興会 事務局長 |
| 栗原 毅   | 公募市民委員                 |
| 中村 郁博  | 民間有識者(金融機関)            |
| 松田 美佐  | 中央大学文学部 教授             |
| 保井 美樹  | 法政大学現代福祉学部・人間社会研究科 教授  |
| 笹井 肇   | 副市長                    |
| 恩田 秀樹  | 副市長                    |

◎:委員長 ○:副委員長



武蔵野市第六期長期計画  
平成 32 (2020) 年度～41 (2029) 年度  
討議要綱

第六期長期計画策定委員会  
平成 31 年 2 月

事務局 武蔵野市総合政策部企画調整課  
〒180-8777 東京都武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号  
電話 0422-60-1801